

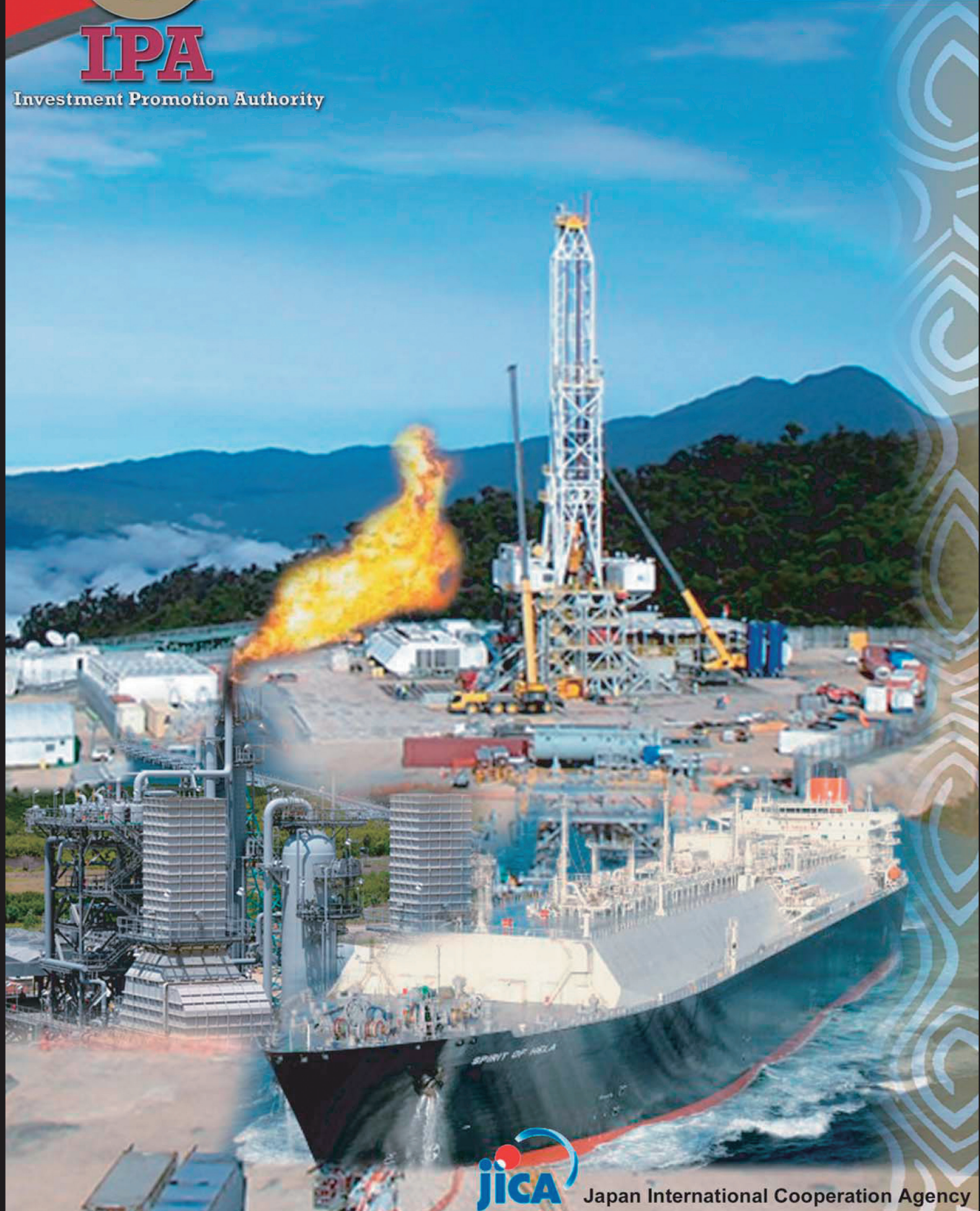


IPA

Investment Promotion Authority

PAPUA NEW GUINEA 投資ガイド

June 2014



Japan International Cooperation Agency

目次

1. 概要	3
1.1 PNGにおける4リージョン(地域)と22プロヴィンス(州)	4
1.2 PNGの基本情報	4
2. 経済情報	5
2.1 PNGの経済	5
2.2 貿易	7
2.3 投資	8
3. PNGに投資する利点	10
4. 投資先としてのPNGのポテンシャル	12
4.1 主要業種	12
4.2 インフラ整備	13
5. 投資ガイドライン	16
5.1 投資政策	16
5.2 規制	16
5.3 PNGに投資する手順	17
6. 投資のタイプ	18
6.1 投資形態(事業組織形態)	18
6.2 日本企業の投資－ケーススタディ	19
6.3 現地進出日本企業	20
7. 土地取得	21
7.1 土地の種類	21
7.2 土地審議会と土地所有権委員会	21
8. 税制	22
8.1 法人税	22
8.2 個人税	22
8.3 源泉徴収税とその他の税	23
8.4 関税/物品税	23
9. 投資優遇措置	24
9.1 すべての業種を対象とする税制優遇措置	24
9.2 特定の業種を対象とする税制優遇措置	25
10. 雇用	26
10.1 人材の雇用	27
10.2 就労許可	28
10.3 ビザ(査証)	30
11. 二重課税条約	31
12. 二国間投資協定	32
13. 外国為替管理	32
14. PNG生活事情	33
別添 - 関係機関一覧 - (リンクと連絡先)	38
1) 政府省庁, 2) 政府関連機関, 3) 主な国営企業, 4) 在外公館等, 5) 投資機関・基金	
6) ビジネス関連機関, 7) 専門機関, 8) 援助機関 9) 銀行 10) 会計・経営コンサルタント事務所,	
11) 貨物・輸送機関, 12) 不動産業者, 13) レンタカー会社	

はじめに



イヴァン・ポマレウ投資促進庁長官(大英帝国勲位)のご挨拶

パプアニューギニア(PNG)は躍動期を迎えており、わが国で貿易や投資の機会を追求する投資家の方々を喜んで歓迎いたします。

本冊子には、PNG で事業機会の可能性や投資先の拡大を考えている投資家の方々にとり役立つ知識が満載です。初めて投資される皆様に必要な重要情報が盛り込まれているほか、さらなるサポートが必要な時に連絡すべき関係機関も記載されています。

PNG は過去 10 年間、途切れることのない景気拡大がもたらした高水準の経済成長を享受してきました。このトレンドは、革新的な政策の数々や長期にわたる政治の安定、開かれた投資環境を追い風に、さらに今後 10 年間続くと予想されています。豊富な天然資源に恵まれた PNG は、「石油とガスの海に浮かぶ金の島」と形容されてきました。また、事業機会はサービス分野にも存在し、とりわけ、金融や電気通信、電力が有望です。投資をお考えの際は、こうしたまだ開発の進んでいない業種に着目ください。

政府としては、PNG の自由な投資環境の支援、保護、そして促進に全力で取り組む所存です。戦略的に重要な国々との間では、二重課税防止協定(DTT)や投資促進保護協定(IPPA)といった様々な協定を締結していますので、PNG への投資の安全性についてはご安心ください。PNG はまた、世界貿易機関(WTO)とアジア太平洋経済協力会議(APEC)の加盟国として積極的に諸課題に取り組んでいます。その証拠に、投資促進庁(IPA)は商業登記をオンライン化したほか、投資家向けサービスを費用対効果の高い方法でより迅速かつ効率的に提供するため、主要政府機関との連携を強化してきました。投資分野のキープレイヤーたちが現代のビジネスニーズに合わせて自らの事業システムや手続きを再編成する中、PNG はよりビジネスに適した場所になろうとしています。政府はさらに、投資を奨励し、投資家への信頼を示すため、電気通信や電力、水道・衛生、運輸、経済回廊の整備といったサービス分野への民間事業者の参入を認め、競争を促しています。

初めて投資される皆様は、PNG の投資環境についてさらに詳しい情報を得るため、是非 IPA にご連絡ください。IPA は常に、PNG での事業展開について助言することを惜しみません。

本冊子をお手に取ってくださり、感謝申し上げます。

イヴァン・ポマレウ(大英帝国勲位)

1. 概要

パプアニューギニア(PNG)は、ニューギニア島の東半分と、ニューブリテン、ニューアイルランドの2つの大きな島、300以上の小さな島、そしてブーゲンビル自治区で構成されています。同国は、西はインドネシアのパプア州と国境を接し、南はトレス海峡と珊瑚海を挟んだオーストラリア、東南はソロモン諸島とそれぞれ領海を接しています。



日本からのアクセスは、ニューギニア航空の運航する直行便が所要時間約6時間半と最短ですが、毎週土曜日発着の週一便しか運行されていないため、その他の曜日はフィリピン、シンガポール、ケアンズ等を経由して入国するのが一般的です。



(出所：ニューギニア航空)

1.1 PNG における 4 リージョン(地域) と 22 プロヴィンス(州)

地域	ハイランド地域	南部地域	モマセ地域	ニューギニア諸島
州 (州都)	東ハイランド州 (ゴロカ)	首都地区 (ポートモレスビー)	モロベ州 (レイ)	マヌス州(ロレンガウ)
	西ハイランド州 (マウントハーゲン)	中央州(ポートモレスビー)	マダン州(マダン)	ニューアイルランド州(カヴィエング)
	南ハイランド州 (メンディ)	湾岸州(ケレマ)	東セピック州(ウェワク)	東ニューブリテン州(ココボ)
	ヘラ州(タリ)	西部州(ダル)	西セピック州(ヴァニモ)	西ニューブリテン州(キンベ)
	エンガ州 (ワバグ)	北部(オロ)州(ポボンデッタ)		ブーゲンビル自治区(ブカ)
	ジワカ州(バンズ)	マイルンベイ州(アロタウ)		
	チンブー州 (クンディアワ)			

1.2 PNG の基本情報

面積	46 万 2,840 平方 km
首都	ポートモレスビー
人口	727 万人 (2011 年国勢調査)
増加率:	年 3.1%
都市人口比率:	15%
言語	公用語: 英語 現地共通語: ピジン英語、モツ語 その他 800 を超える現地語
通貨	パプアニューギニア・キナ(PGK)、トヤ(Toea)
為替レート	1 PGK = 約 0.41 米ドル (2013 年)
政治体制	立憲君主制 <ul style="list-style-type: none"> 元首: マイケル・オギオ総督 (2011 年選出) 首相: ピーター・オニール (2012 年再選)
宗教	大多数がキリスト教
識字率	62.4% (2011年、UNESCO) 小学校の就学率は高く(UNESCOの推定では90%超)、73% の子供が中等学校へ進学。
平均寿命	69 歳
気候	熱帯性で、季節は主に、乾季 (4 月 - 11 月) と雨季 (12 月 - 3 月) の 2 つ。
時差	グリニッジ標準時 (GMT) +10 時間
勤務時間 (営業時間)	[公的機関] 08:00- 16:06 (月 - 金) [民間] 08:00-16:06 (月 - 金) 08:00-12:00 (土)
祝日	<ul style="list-style-type: none"> 元日 (1 月 1 日) グッド・フライデー イースター・マンデー 女王誕生日(6 月 9 日) 戦没者追悼記念日 (7 月 23 日) 贖罪の日 (8 月 26 日) 独立記念日(9 月 16 日) クリスマス(12 月 25 日) ボクシング・デー (12 月 26 日)

2. 経済情報

2.1. PNG の経済

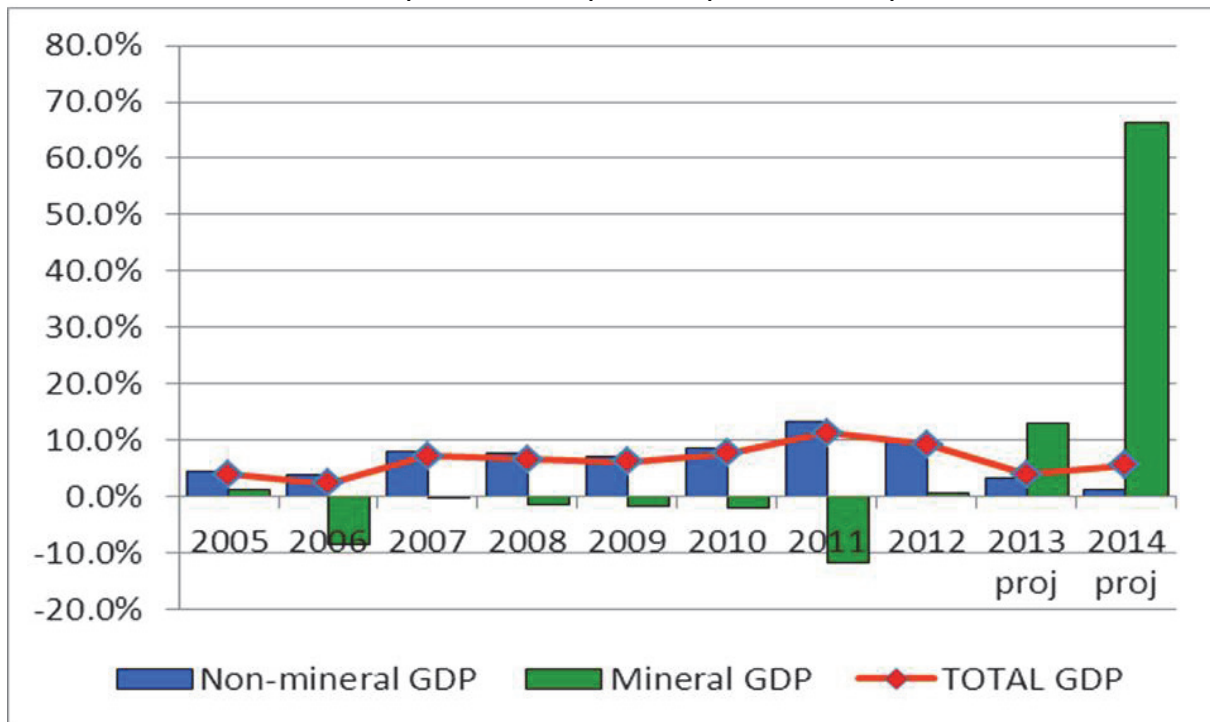
PNG は太平洋諸島では最も経済規模の大きな国で、PNG 財務省によると、2011 年の国内総生産(GDP)は 290 億キナ(129 億 4,000 万米ドル)でした。農業や鉱業、石油・ガス、漁業、林業、製造業といった主要産業の拡大、及び、建設、電気通信、小売/卸売、観光、ビジネス・サービスなどの業種の活性化を反映し、2003 年以降、同国の GDP は人口の伸びを上回る勢いで成長しています(詳細は「4. 投資先としての PNG のポテンシャル」を参照)。PNG の経済成長の大きな原動力として今後期待されるのは、液化天然ガス(LNG)をベースとする新しい資源産業の育成です。エクソン・モービル主導の 190 億米ドルの LNG プロジェクトは、2014 年に LNG の輸出が開始できる見込みとなっています。

基本経済指標

	2010	2011	2012	2013	2014 (予)	2015 (予)
GDP (十億米ドル)	9.48	12.39	15.65	-	-	-
GDP 成長率	7.6%	11.1%	9.2%	4.0%	5.5%	20.0%
1人当たり GDP (米ドル)	1,382	1,767	2,184	-	-	-
1人当たり GNI (米ドル)	1,300	1,480	1,790	-	-	-
インフレ率	7.2%	6.9%	1.6%	5.5%	6.0%	4.0%

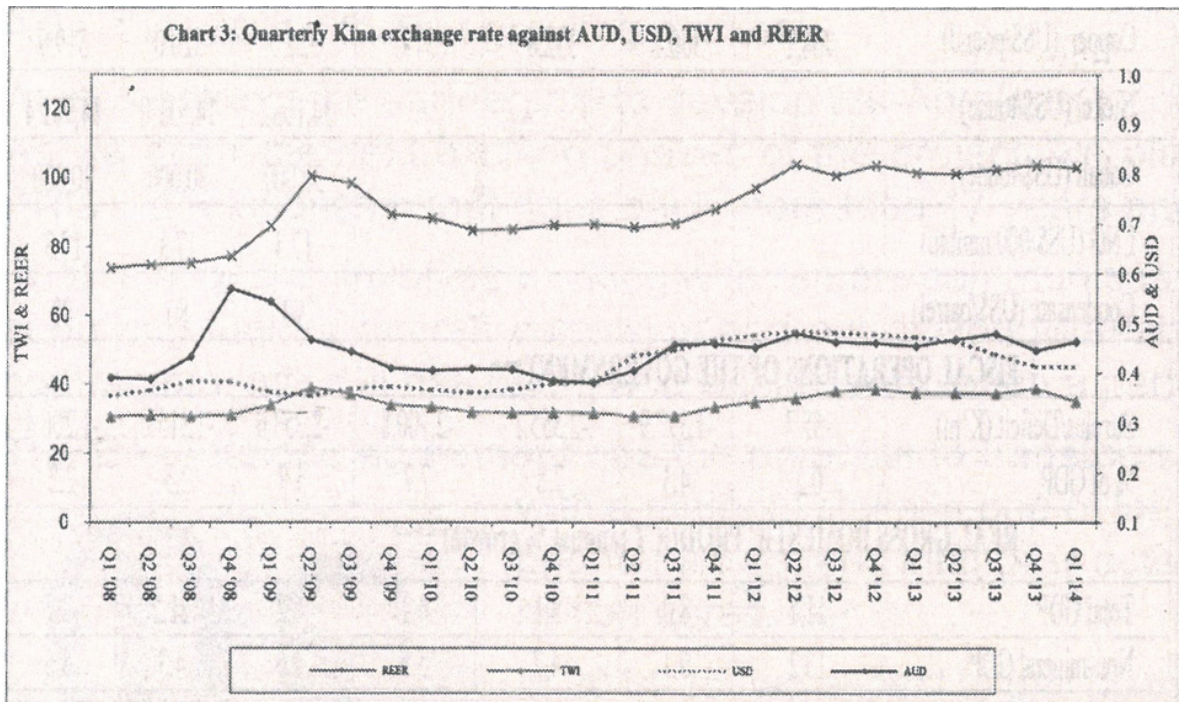
出所: パプアニューギニア中央銀行 (BPNG), 世界銀行

PNG の GDP 成長率の実績 (2005-2012 年) と予測 (2013-2014 年)



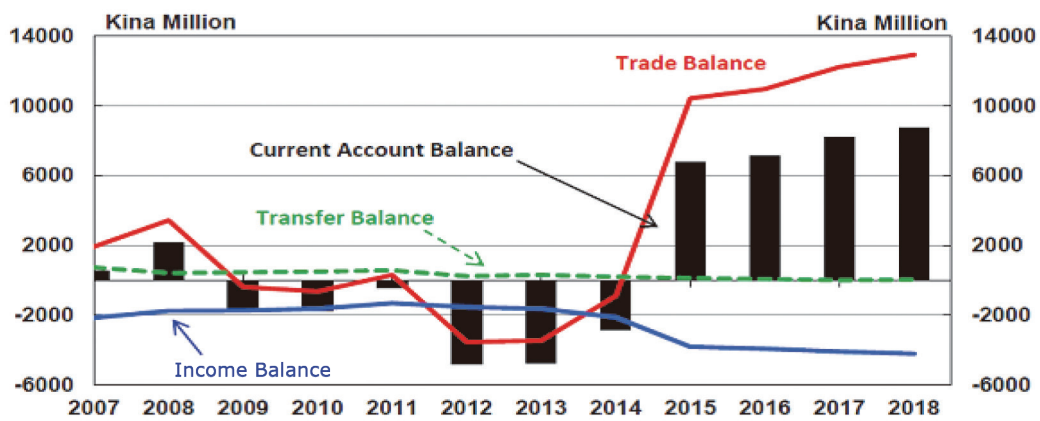
出所: BPNG, 2013 年第 2 四半期報告書

キナの為替レート推移



Source: Bank of PNG

経常収支とその内訳、2007-2018年



Source: Department of Treasury and Bank of PNG

PNGの紙幣



2 キナ, 5 キナ, 10 キナ, 20 キナ, 50 キナ, 100 キナ

2.2 貿易

最近では半製品や完成品の輸出も著しく拡大していますが、PNG の輸出は従来、一次産品を中心としていました。主要輸出品目には、金、石油、銅、木材、ココア、パーム油、コーヒー、コプラ(ココヤシの実の胚乳を乾燥させたもの)、ゴム、そして、魚(マグロ)などの海産物があります。加えて、PNG は 2014 年度第 3 四半期をめぐりに LNG 製品の輸出を目指しています。ニッケルとコバルトは、2012 年後半に輸出を開始しました。

輸入に関しては完成品が中心で、品目は工業製品から家庭用消耗品、加工食品、専門サービスまで多岐にわたります。

過去 5 年間の主要貿易相手国・地域は、オーストラリア、マレーシア、日本、EU、米国、そして中国となっています。

PNG の 2012 年の輸出、百万キナ

Sector	Value	Annual growth rate
Agricultural exports	2676.5	-29.4%
Mineral exports	9306.1	-19.5%
Forestry exports	569	-25.9%
Marine exports	215.4	-17.1%

出所: BPNG

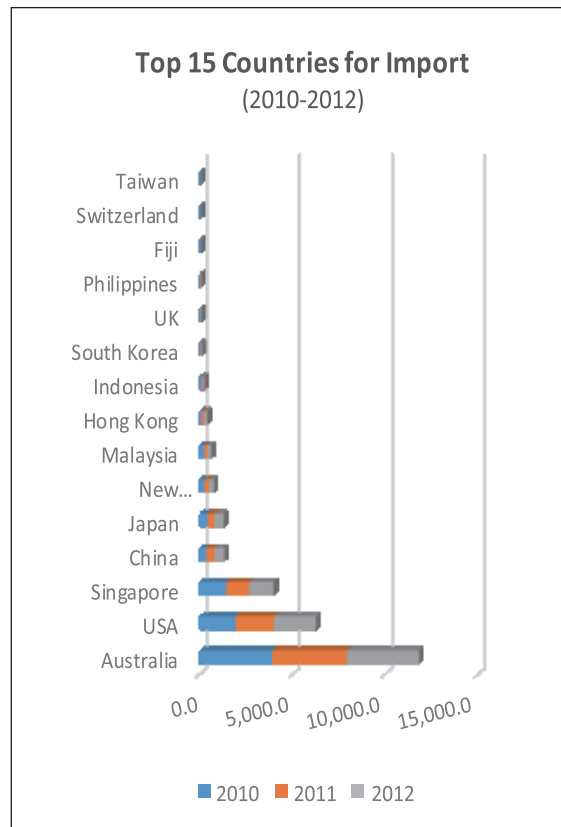
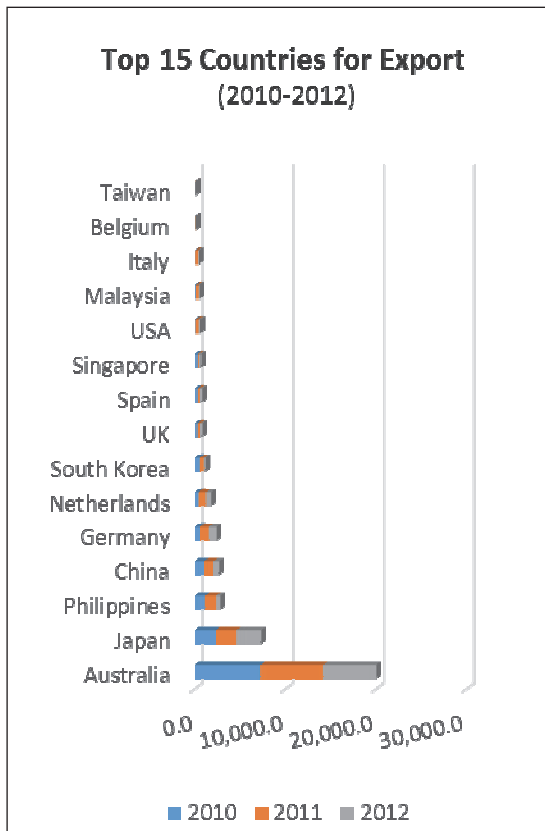
主要一次産品の輸出数量

(*000 tonnes, unless otherwise specified)

	2012 Actual	2013 Est	2014 Proj	2015 Proj	2016 Proj	2017 Proj	2018 Proj
AGRICULTURE							
Copra	32.9	15.1	15.2	18.9	21.8	21.8	21.8
Cocoa	38.1	29.5	30.4	31.3	32.3	40.0	47.9
Coffee	55.5	42.0	43.5	46.5	48.0	52.8	58.1
Palm Oil	483.0	440.2	492.0	536.7	561.2	578.5	594.9
Rubber	5.1	5.3	5.6	5.9	6.3	6.6	7.0
Tea	3.8	3.0	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
Copra Oil	22.0	14.6	16.2	35.0	35.0	35.0	35.0
Logs	3148.0	3022.0	3022.0	3022.0	3022.0	3022.0	3022.0
Marine products	71.1	73.2	75.4	77.7	80.0	82.4	84.9
MINERAL							
Gold (tonnes)	46.8	52.9	53.4	56.8	57.9	64.6	64.8
Copper (tonnes)	125.3	129.2	108.1	105.7	82.0	76.8	76.8
Oil (million barrels)	8.9	5.8	5.1	4.4	3.8	3.2	3.2
LNG (Tbtu)			63.2	356.1	356.5	356.5	356.5
Condensate (MB)			2.7	11.2	11.3	11.1	11.1
Nickel (tonnes)	200	15866	25386	31732	31732	31732	31732
Cobalt (tonnes)	19.0	1428.0	2284.7	2855.9	2855.9	2855.9	2855.9

Source: Actuals from BPNG. Projections from Dept. of Treasury.

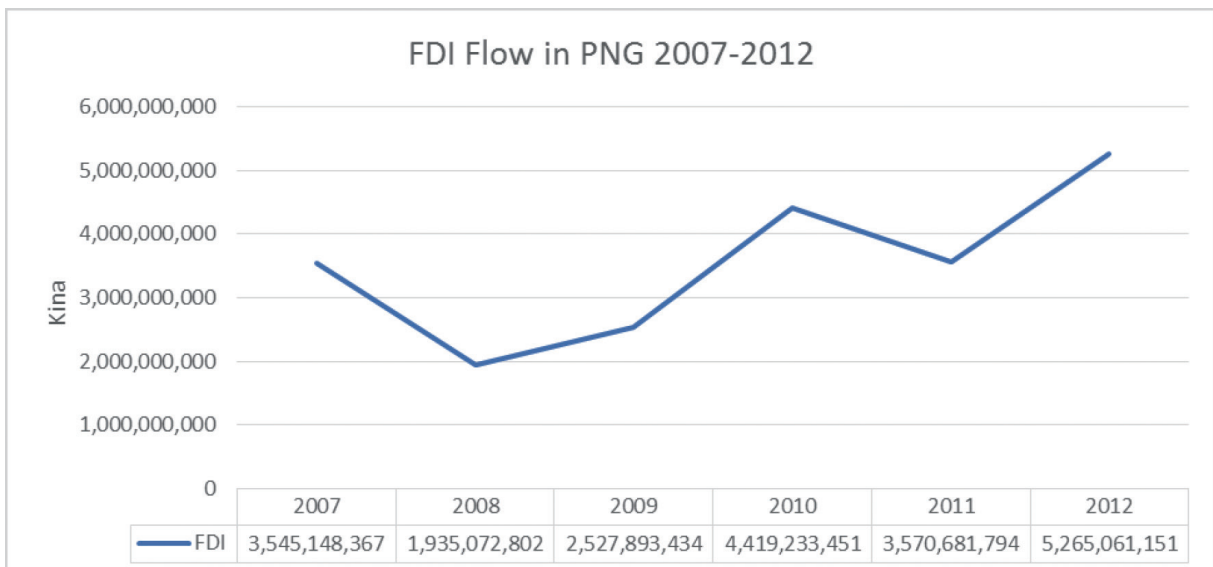
主要貿易相手国別の輸出入額 (百万キナ)



出所: BPNG

2.3 投資

2012 年の PNG の対内直接投資は 52.65 億キナ(およそ 28.79 億米ドル)で、2011 年の実績から 47%増加しました。直近 5 年間(2007- 2012 年)の投資額で上位を占めた業種は、石油・ガス(採掘)、建設、農業、鉱業、及び不動産です。2012 年は石油/鉱業に外国資本の大部分(87%)が投じられ、次いで、製造業(4%)に資金が投入されました。



出所: IPA

投資総額に関しては、オーストラリアが最大のパートナーとなっており、マレーシアが追走していますが、単独で最大の投資案件は、エクソン・モービルとオイルサーチの PNG LNG プロジェクトで、それに続くのが中国政府のラム(Ramu)ニッケル/コバルト・プロジェクトです。

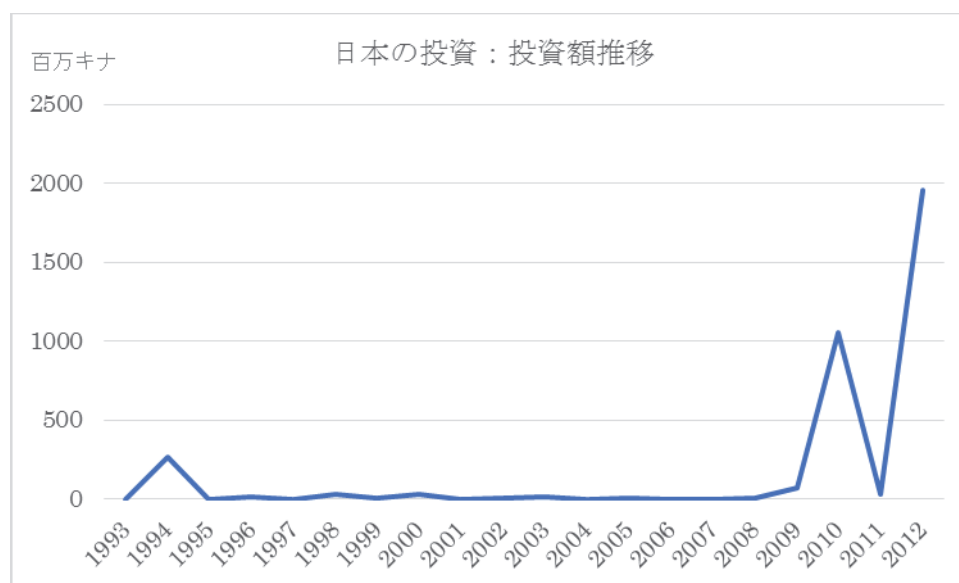
近年、PNG への投資は飛躍的に増加しており、その背景には、高水準の経済成長、長期にわたる政治の安定、PNG LNG プロジェクトの立上、及び外国からの投資を促進する政策への投資家の信頼などがあります。過去5年間(2007-2013年)の投資拡大を牽引したのは、マレーシア、米国、オーストラリア、日本、そして英領バージン諸島などです。

上位5カ国の投資額 (2007-2012年)

国名	マレーシア	米国	オーストラリア	日本	英領バージン諸島
金額 (百万キナ)	4,599.4	3,674.5	3,367.0	2,890.3	1,704.0

出所: IPA,2014

また、1993年から2012年における日本からの累計投資額は3,479.7百万キナで、総雇用創出数は411人となっています。



出所: IPA

PNG への業種別投資主体

セクター	社名	内容	国	場所
漁業	サウス・シー・ツナ・コーポレーション	マグロ解体工場	台湾/米国	東セピック
	フラベル PNG Ltd	マグロ缶詰	フィリピン	モロベ
農業	ニュー・ブリテン・パーム・オイル・リミテッド	パーム油、畜産、サトウキビを手掛ける PNG 最大の農業ビジネス	PNG/マレーシア	PNG 及び英国
	メインランド・ホールディングス	家禽、家畜、ワニの畜産、家畜飼料の流通	PNG	モロベ
交通	マバイ・トランスポート	陸運、通関業務を手掛ける全国規模の運送会社	PNG	レイ, モロベ, ハイランド
ITC	デジセル	携帯電話サービス	アイルランド	首都地区, PNG 全土

観光	コーラル・シー・ホテル	ホテルチェーンの全国展開	PNG	首都地区, 主要地域
	ラマナグループ	ホテル・不動産チェーンの運営	PNG	PNG 及び太平洋
資源・土地 保有会社	ハイド・ガス開発会社	LNG プロジェクト向けのサポートサービスの提供	PNG	南ハイランド, 首都地区
	ライブス・ホールディングス	ラム・ニッケル/コバルト・プロジェクト向けのサポートサービスの提供	PNG	マダン, ソロモン諸島
製造業	ネスレ	インスタント食品・飲料製造	スイス	モロベ
	コカ・コーラ アマティール (PNG) リミテッド	ノンアルコール飲料の製造・供給	米国/PNG	PNG 全土
	PNG 太平洋セメント	セメント生産	日本	モロベ
小売	リンブナン ヒジャウ (Vision City)	PNG 最大のショッピングモールを運営する小売大手	マレーシア	ポートモレスビー
	ガラム (Waterfront and Boroko Food World)	ショッピングモール 2 位、及びスーパーマーケット・小売店チェーンの運営	中国 (PNG)	首都地区, ウェワク, 東セピック
石油・ガス・鉱物	PNG LNG (エクソン・モービル)	液化天然ガスの陸上採取と加工/輸出	カナダ/米国	ヘラ州, 中央州, 湾岸州等
	ラム・ニコ (MCC)	ニッケル/コバルト/銅の採取	中国	マダン州
	OK テディゴールドマイン (PNG 持続的開発プログラム Ltd / BHP)	金及び銅の採取	オーストラリア	西部州
自動車	エラ・モーターズ/豊田通商	自動車、船舶等の機械の販売	日本	PNG 全土

3 PNG に投資する利点

なぜ PNG に投資するのか？

- ✓ 豊富な天然資源
- ✓ 力強い経済成長
- ✓ 開かれた投資環境
- ✓ 戦略的なロケーション
- ✓ 政治の安定性
- ✓ 文化の多様性
- ✓ 若々しく、増加する人口

豊富な天然資源

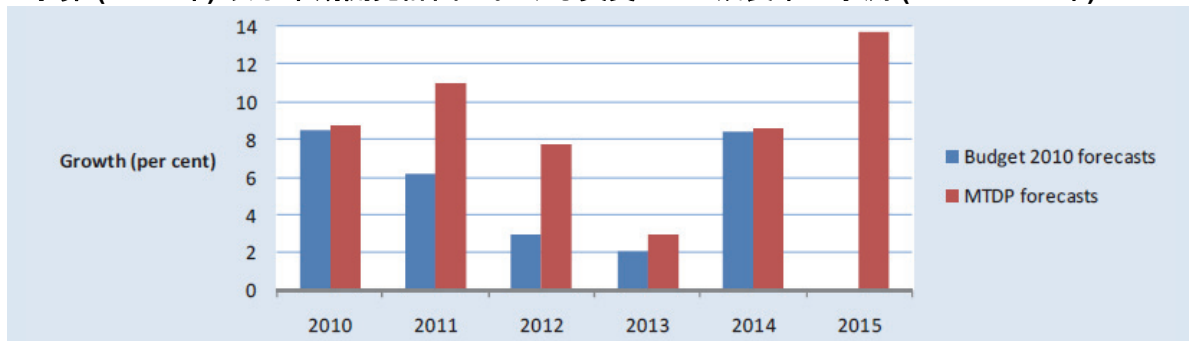
PNG は天然資源が豊富です。同国の経済は、鉱物(金、銀、銅、ニッケル)や石油・天然ガスの生産を基盤とする現代的な分野と、地方人口の 85%の生計を支える、漁業や林業、パーム油、コプラ、カカオ、バニラの生産といった伝統的な分野とに、はっきり二分されています。こうした豊富な天然資源に恵まれ、PNG は世界でも有数の投資先の 1 つとなっています。

力強い経済成長

2005 年以降、PNG は過去に例を見ない、持続的で力強い経済成長を遂げました。世界的な金融危機をよそに、2005 年から 2009 年までの成長率は年平均 5%に達しました。同国の 2011-2015 年の中期開発計画(MTDP)によれば、この成長は以下の 4 つの要因に起因することです。

- I. 政治の安定という新しい時代の到来によるガバナンスの改善と民間投資の増加
- II. 為替レートと金利の落ち着きを支えに、安定を取り戻したマクロ経済(キナの為替レートについては前述の「2. 経済情報」を参照)
- III. 電気通信などのインフラ基盤の整備、そして
- IV. 公共事業への政府開発支出の拡大

予算 (2010 年) 及び中期開発計画における実質 GDP 成長率の予測 (2010-2015 年)



出所: PNGGEM

開かれた投資環境

PNG は、外国から資金を呼び込む、透明で、国際的なベストプラクティス(成功事例)に適合する投資制度を目指しています。同国は開かれた投資環境を奨励しており、外国からの投資は投資促進法(Investment Promotion Act)によって支援、規制、監督されています。PNG はまた、アジア太平洋経済協力会議(APEC) 及び世界貿易機関(WTO)の加盟国であるため、貿易と投資の自由化に係る複数の協定や了解事項に参画しています。

戦略的なロケーション

PNGは、一次製品の輸出国として、主要市場のオーストラリアや東南アジア、さらには中国、インドにも近い戦略的な場所に位置しています。



出所: Air Niugini

政治の安定性

2005 年以降の PNG の持続的かつ急速な成長は、同国の政治が安定したことによる面があります。2001 年、当時のモラウタ政権は、政党及び候補者の一貫性に関する基本法 (OLIPPAC) を制定し、議会における政党の役割を強化すると同時にしっかりした政治風土を醸成することで、PNG の政治に落ち着きをもたらしました。その後、国民同盟党主導の政権下でおよそ 10 年にわたり、安定した政治が続きました。また、OLIPPAC の施行を受け、投資家の信認が急速に高まり、PNG は独立後で最長の高度経済成長を享受しました(出所: 2011-2015 年 PNG 中期開発計画)。

政治評論家によると、オニール現政権は政府の転覆につながる不信任投票について法改正を行うとともに、関連する様々な政策を導入しており、こうした安定は今後も続く見込みです。

文化の多様性

PNGには豊かで多様な文化遺産があり、2,000を越す民族と800以上の異なる言語が存在します。多くの国民はなお民族固有の土地と強い文化的、伝統的つながりを維持しており、新規投資や開発のための交渉には礼を尽くして携わります。こうした文化的側面は、興味深く、投資家の方々を歓迎する雰囲気醸し出します。

若々しく、増加する人口

PNGには訓練しやすい若年層が多いうえ、同国の人口増加は国内市場の拡大につながる可能性を秘めています。

4. 投資先としての PNG のポテンシャル

4.1 主要業種

業種	投資機会
農業	コーヒー、茶、香辛料、コブラ、ココア、パーム油、米、コブラ油、天然ゴム、バニラ、トロピカルフルーツ、及び家畜。 PNG は主に原材料の輸出国ですが、政府はここ数年、同国の農産物を加工する川下事業の奨励にますます力を入れています。投資をお考えの際は、この分野に進出し、政府が現在提供している投資優遇措置を利用されることをお勧めします。
漁業	漁業、養殖業、あるいは、マグロ、エビ、ロブスター、カニといった魚貝類の加工業には高いポテンシャルがあります。PNG は南太平洋で最大の排他的経済水域 (EEZ) を誇り (320 万平方キロメートル)、世界のマグロ漁獲量の約 10% を占めています。また、EU との暫定的な経済連携協定が EU と PNG によって批准されており、(世界で最適な発注先を選択する) 「グローバル・ソーシング」を可能にしています。
林業	植林や木材生産は条件が有利です。森林面積は 3,600 万ヘクタールで、このうち 1,500 万ヘクタールには高品質の熱帯広葉樹が生育しており、以下のような樹種が見られます。 (英名) : Homalium, Pometia, Calophyllum, Eucalyptus, Terminalia, Dillenia, Toona, Buchanania, Canarium, Anisoptera, Endospermum, Octomeles, Instia, Syzgium, Celtis, Burckella, Mastixiodendron, Canarium, Dracontomelont

サービス	「テクノロジカル・リープフロッギング」(途上国が発展段階を飛び越えて最先端技術を利用すること)は、新しい投資分野です。銀行や金融、電気通信、教育、医療といった技術集約度の高い業種には、すでにリープフロッギングの兆候があります。
鉱業・石油	天然ガスや石油、銅、金、ニッケル、石灰岩等の豊富な埋蔵量を背景に、PNG は鉱物や石油・ガスの重要な探鉱プロジェクト、及び各種川下事業への投資機会があります。
工業団地	<ul style="list-style-type: none"> ● ウラベオ工業地区：東ニューブリテン ● マラハン工業地区：モロベ州レイ ● パシフィック海洋工業区 (PMIZ)：マダン郊外、漁業向け(建設中) ● コネバダ石油団地：ポートモレスビー郊外、PNG LNG 施設内(建設中)
観光・接客	PNG ではこの業種への数多くの投資機会があり、ビジネス旅行からホテル・宿泊、ダイビング、サーフィン、ゲーム・フィッシング、バード・ウォッチング、民宿、文化イベント等に至るまで多岐にわたります。また、豊かな文化的多様性、様々な野生動植物、手つかずのビーチ、トロピカル・ダイビング、第2次世界大戦の遺構などの史跡、そして、今もなお火山灰などを噴出するヴァルカン及びタヴルヴル火山など、広範なテーマに基づくユニークなバック旅行も同国の自慢です。

4.2 インフラ整備

官民パートナーシップ(PPP)プログラムの下、民間部門が政府と連携し、同国のインフラを建設、改良、維持する事業には高い将来性があります。

● 道路

PNG は人口密度の低い農村部を中心に、貧弱な道路網という厳しい現実に直面しています。道路は、農漁業従事者、企業、及びその市場やサービス事業者を結ぶ重要な役割を果たします。PNG 政府はこの点を自覚し、道路整備を国の優先課題に据え、国家予算のかなりの部分を充てています。

● 港湾/空港

現在、税関港である合計 21 ヶ所の空港/港湾施設が、貿易や国内物資輸送の玄関口として重要な役割を果たしており、ポートモレスビーとレイが 2 大港となっています。とはいえ、まだ多くの課題が残っており、観光業の将来性や基本的な貿易・サービス機能に対応するため、その他 10 ヶ所程度の港を改修する必要があります。また、PNG 周辺のほとんどの滑走路は政府により大規模修繕・改良工事の優先対象に指定されています。

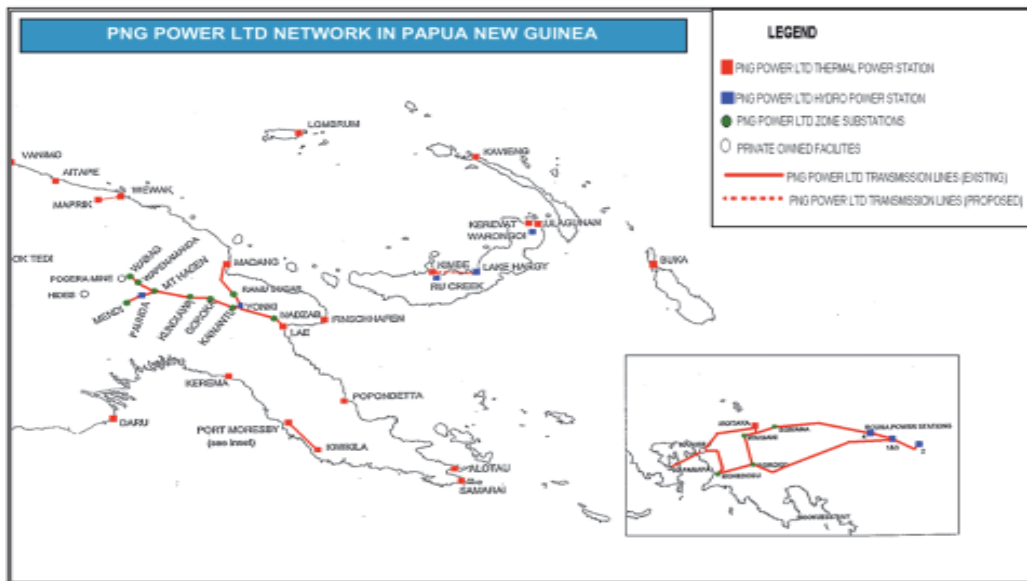
PNG の主要税関港(空港/港湾)



出所: 2012 年 PNG 税関年次報告書

● エネルギー

PNG は依然、消費者への電力の安定供給の維持という課題に直面しています。エネルギーの供給を一手に担うのは、政府傘下の PNG 電力公社(PNG Power Limited)です。電気は水力及びディーゼル発電を利用して作られています。国有企業の同社は、地熱及び風力発電の分野で電力供給を改善する新しい取り組みに乗り出していますが、PNG の長大な水系を勘案すると、水力発電は引き続き同国にとってベストな選択です。



出所: PNG 電力公社

電気料金 (2013 年第 2 四半期現在)

	産業用	一般用	Easipay(プリペイド方式)
総エネルギー (トヤ/キロワット時)	63.31	98.71	96.27
従量料金 (キナ/キロボルトアンペア/月)	77.12	NA	NA
最低料金	NA	18.00(キナ/月)	50.00(キナ/領収)
最低需要 (キロボルトアンペア/月)	200	NA	NA

出所: PNG 電力公社

*料金はすべて、物品・サービス税(GST)抜き。

● 水道

PNG は自然水系が豊富ですが、ほとんどの都市部では浄化処理された水が使われており、国営企業の PNG 水道公社(Water PNG)、また首都圏に関してはポートモレスビー上下水道公社(Eda Ranu)を通じ、政府が水処理に責任を負っています。水道の継続的な安定供給は依然、政府の優先課題となっています。

上下水道料金

サービス		料金 (キナ)		
1	上水道 (キロリットル)	0 - 12	16.00 (最低料金)	
		12 -	5.10 /KL	
	上水タンク (10 キロリットル当たり)		51.00 /10KL	
2	下水道 (キロリットル)	一般用	0 - 12	11.10 (最低料金)
			12 -	1.11 /KL
	産業用		2.22 /KL	
	汚泥タンク (10 キロリットル当たり)		33.30 /10KL	
3	接続料	標準	無料	
		特別	有料	
		再接続	72.00 / 再接続	

出所: PNG 水道公社

*料金はすべて、物品・サービス税(GST)抜き。

● 中心拠点

2014 年の国家予算において、政府は PNG の下記都市の開発をさらに推し進めるインフラ政策を導入しています。これらのインフラプロジェクトは、主要産業分野の中心拠点として各都市を開発する第 1 歩となります。



ポートモレスビー(商業)

政府はポートモレスビーを同国の商業拠点にするため、2014 年に 2 億 8,180 万キナを拠出する予定です。ポートモレスビーの主なインフラプロジェクトには、道路建設・補修(1 億 7,000 万キナ)、ポートモレスビー総合病院の改修(3,000 万キナ)、そして、ジャクソンズ空港改修・修復の仕上げ工事(3,000 万キナ)があります。

レイ(工業)

政府はレイをPNGの工業拠点にするため、2014年に4億3,740万キナを投じる予定です。レイの主なインフラプロジェクトとしては、レイ港湾開発プロジェクト(2億7,000万キナ)、道路建設・補修(1億キナ)、そして、オーストラリア政府との2013年の合意に基づくアンガウ病院の改築(6,520万キナ)などが挙げられます。

マウントハーゲン(農業)

政府はマウントハーゲンを PNG の農業の中心地にするため、2014 年に 6,140 万キナを費やす予定です。主なインフラプロジェクトには、道路建設・補修(4,000 万キナ)、マウントハーゲン病院の再開発(2,000 万キナ)、そして、マウントハーゲン米作プロジェクト(140 万キナ)などがあります。

コポポ(観光)

政府はコポポを PNG の人気観光スポットにするため、2014 年に 5,800 万キナを拠出する予定です。コポポの主なインフラプロジェクトには、上下水道の改修(200 万キナ)、トクア空港及びコポポと同空港を結ぶ道路の改修(1,500 万キナ)、そして、中期観光基本計画の実施(300 万キナ)があります。

5. 投資ガイドライン

5.1 投資政策

PNG 政府は、経済成長のカギは国内外からの民間投資を開拓することにあると考えています。政府はまた、投資を呼び込むには、輸出主導型の経済回復プログラムの下で製造業の強化や輸出の促進に取り組む計画を作成するなど、民間投資開拓につながる政策の枠組みを整備しなければならないことを認識しています。

● 国家投資政策

国家投資政策(National Investment Policy)は、同国における投資プロジェクトの実施を通じて経済発展を追求する際の指針となります。同政策の第 I 部及び第 II 部はそれぞれ 1998 年、1999 年に策定されました。現在、第 III 部の策定に向け、民間セクターを含む利害関係者との協議の上、政策の見直し作業が進められています。第 III 部では、商業部門の中核的な政策目標と戦略が規定されるほか、投資障壁の撤廃やインフラ整備支援といった構造改革を通じた経済成長のさらなる推進が謳われることとなります。

5.2 規制

● 投資保護

投資促進法(Investment Promotion Act)第 37 条は、法律に従い、法に定められた公共の目的のために法に定められた報酬の支払いを伴って実施される場合を除き、外国人投資家の財産が国有化されたり没収されたりすることはないと保証しています。さらに、PNG は多数国間投資保証機関(MIGA)及び国際投資紛争解決センター(ICSID)の加盟国であるうえ、複数の国との二国間投資保護協定が発効しています(詳細は「12. 二国間投資協定」をご覧ください)。

● IPA 証明書

PNG で事業を始めようとするすべての外国企業は、投資促進庁証明書(Investment Promotion Authority Certificate)を申請しなければなりません。「外国企業(foreign enterprise)」とは、他国民が全額あるいは 50 パーセント以上出資しているか、支配権ないし経営権を保有している事業体のことです。同証明書があれば、外国企業は証明書に記載さ

れた国内の特定の場所で特定の事業活動を行うことができます。法人化されていない合弁事業(JV)の場合、参加する外国企業がそれぞれ証明書を取得する必要があります。

● **制約事項**

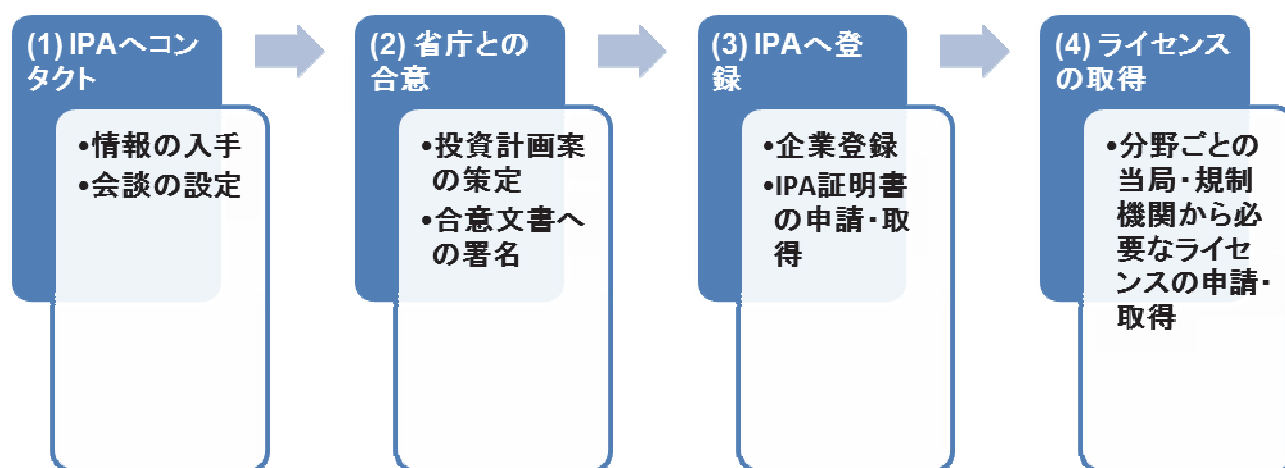
外国企業の方は、投資促進法の下で PNG 国民のみに認められている事業活動があることをご承知おきください。こうした事業活動のリストは現在、見直しがされているところです。投資をお考えの際は、あらかじめ投資促進庁(IPA)に相談し、PNG 国民に限定される事業活動について明確な説明を求め、罰則に違反しないようご注意ください。

5.3 PNG に投資する手順

IPA は、PNG に新たに投資しようとする方の最初の相談窓口になる機関です。PNG への投資を検討される際は、まずは IPA にご相談ください。

● **手続き**

全般的な手続きの概要



➤ **IPA への登録**

i. IPA への企業登録(2つの選択肢)

	新規企業 (現地法人)	外国企業 (外国企業の支店・駐在所)
証明書のタイプ	会社設立証明書	登録証明書
会社名	制約なしに名称を自由に決めることが可能	提出された会社設立証明書に記載されたのと同じ名称
申請用紙 (1998 年会社規制法)	用紙 1, 2, 3, 4 & 6	用紙 4, 6
手数料	500 キナ	500 キナ

ii. IPA への外国事業証明書の申請

すべての外国企業は、会社設立証明書あるいは登録証明書(Certificate of Incorporation or Registration)を受領後 14 日以内に、外国事業証明書を申請しなければなりません。所定手数料は 2,000 キナです。申請者は「証明書申請用紙 3(Application for Certificate Form 3)」に関係書類を添付する必要があります。必要な関係書類は当該外国企業の株主によって変わります。

関係書類

個人	法人
<ul style="list-style-type: none"> ● 履歴書 / 個人略歴書 ● 犯罪経歴証明書 / 人物評価報告書 ● パスポートの写し ● ビザの写し (PNG に居住する場合) ● 労働許可証の写し (PNG で雇用される場合) ● 銀行紹介状 / 残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持ち株会社の直近の財務諸表 (可能なら、監査済みのもの) ● 最終持ち株会社の直近の財務諸表 ● 当該企業の株主及び役員名簿 (上場企業の場合は上位 10 名) ● 会社設立証明書の写し ● 会社案内や年次報告書等のその他関係書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 会社設立証明書あるいは登録証明書の写し ● 予算 / キャッシュフロー見通し ● 包括的な事業計画 ● 採用される従業員の役職と国籍 ● 初期資本投資額、および ● 賃貸契約書、購買契約書等があればその写し 	

iii. IPA 証明書の発行

IPA は完全かつ正確な申請を受理してから 35 営業日以内に証明書を審査、承認します。

6. 投資形態

6.1 投資形態(事業組織形態)

ほとんどの外国人投資家は、PNG でのビジネス活動を通じ頻繁に用いられる組織形態に馴染みがあると思われます。PNG の主要な事業組織形態は、個人事業主、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、トラスト、そして会社です。

個人事業主

個人事業主(sole trader)とは、独力でビジネスを手掛ける人のことです。個人事業主は、自身の名義、または採用した商号の下で事業を行います。商号を採用する場合、その名称は商号法(Business Name Act)に則って登録する必要があります。

パートナーシップ(合弁事業の一形態)

パートナーシップ(partnership)は、2 つ以上の主体が共同で利益を獲得することを目的に、共通の事業を展開することで合意する場合に成立します。パートナーシップでは通常、パートナーの数が 20 までに制限されますが、一部の専門的パートナーシップはこの数を上回ることが認められています。パートナーの権利はたいてい、パートナーシップ契約の条項によって規制されますが、契約の範囲外の問題はパートナーシップ法(Partnership Act)の規制を受ける場合があります。

ジョイント・ベンチャー

ジョイント・ベンチャー(joint venture, JV)とは、2 つ以上の主体がパートナーシップ以外の形で共通の事業を行う契約のことです。JV には法人化される場合と法人化されない場合があります。特定の事業活動を請け負うために立ち上げられるのが普通です。法人化されない JV は、鉱業や石油・ガス関連プロジェクトに適していることが多く、これらの案件は通常、産出前に高いコスト負担を伴います。

トラスト(企業合同)

トラスト(trust)は、受託者に事業遂行の権限を委ねることによって成立します。トラスト方式の主な利点は、相対的に組織しやすいうえ、結成や運営に係る政府の規制が比較的少ないことにあります。とはいえ、トラストには受託者・執行者法(Trustees and Executors Act)の規定が適用されるほか、一部受託会社は受託会社法(Trustee Company Act)も順守する必要があります。

会社 (Company)

PNG では上記のいずれの組織形態でも事業を実施することが可能ですが、ほとんどの外国人投資家は投資形態として会社(company)を利用します。全般的には、PNG における会社の設立や経営は、2013年(改定)会社法(Company Act 2013 (Amended))によって規制されています。PNG で会社形態で事業を手掛けようとする外国企業は、以下のいずれかの手法を選択することができます：

- PNG 子会社の法人化；あるいは
- 自社の外国企業としての登録

6.2 日本企業の投資 – ケーススタディ

PNG 太平洋セメント

(1) PNG 太平洋セメント社の概要

「PNG 太平洋セメント社は、PNG で唯一のセメント製造業者で、レイ国際港に近接したウォーターフロントに位置しています。同社の工場は、試運転の成功後、1993年から操業を始めました。同工場では、アメリカ ASTM C150 に準拠した一般的なポルトランドセメントタイプ I を生産しています。同社では、クリンカを始めとした原料すべてに日本の太平洋セメント社より輸入した質の高い原料を用い、グラインド処理をし、パッキングした後、発送/輸出しています。同社の工場は、この種の工場として南太平洋地域初の工場、最も近代的な工場となっています。同工場は、最新の品質、環境、安全管理の技術を結集し、完全に自動化されています。」(出展：PNG 太平洋セメント社 HP(<http://www.pngtaiheiyo.com.pg/index.html>))



(2) PNG 太平洋セメント社の現況

社名：PNG 太平洋セメント株式会社 (PNG Taiheiyo Cement Ltd. (PNGTC))

住所：PO Box 4150、Lae, Morobe Province 411.

PNG

主要業務：セメント製造及び販売

資本金：39 百万キナ(15 億円)

株主：太平洋セメント株式会社 100%保有

(2000年9月に PNG-Halla Cement Ltd. を 12 百万米ドルで買収。Halla Cement Manufacturing Company および PNG 政府よりそれぞれ 50%ずつ株式を取得。)



従業員：現地従業員 140 名
 日本人スタッフ 2名(社長、生産担当副社長)
 インドネシア人 1名(工場長、Halla Cement 時より勤務)
 フィリピン人 7名(管理部長、人事安全課長、経理課長、設備課長、
 機器課長、車両管理者、ポートモレスビー支店長)

セメント生産能力：年間 20 万トン 実績 15～16 万トン/年
 2013 年実績 17 万トン 輸出約 10,000 トン

(3) 主要設備

- 1) クリンカ等原料用自社半製品荷揚げ棧橋(水深 12m)
 DWT10,000～15,000 トン船の受け入れ着船可能。
 荷下しはグラブ型クレーンで吊り上げて運搬用コンベアーに載せて、サイロまで輸送。
- 2) セメントサイロ(容量：6,000 トン)
- 3) クリンカサイロ(容量：12,000 トン)
- 4) 石膏屋内置き場(容量：2,000 トン)
- 5) 石灰石屋内、場外置き場(容量：5,000 トン)
- 6) セメント粉砕ミル(能力：35 トン/hour)
- 7) ロータリー式 40 kg 袋詰め機
- 8) 自動パレット梱包機
- 9) セメント製品倉庫(容量約 4,500 トン)
- 10) 非常用自家発電装置(能力：400KVA)



6.3 現地進出日本企業

パプアニューギニアへ現在進出している主な日本企業は次のとおりです。

会社名	場所	分野	主な事業
JX 日鉱日石開発	南部山岳州、ポートモレスビー近郊他	石油・ガス	天然ガス/LNG 事業
豊田通商(エラ・モーターズ)	ポートモレスビー、PNG 全土	販売	自動車の販売とメンテナンスサービス
太平洋セメント	モロベ州レイ	製造業	セメントの生産
オープン・ベイ・ティンバー(住友林業)	東ニューブリテン州	林業	植林並びに木材の製造・販売
双日	ポートモレスビー	商社	主に木材輸出等の貿易。
PNG ジャパン	ポートモレスビー他	観光・サービス	旅行代理店
パシフィック・インターナショナル	ポートモレスビー	飲食業	「大黒」ステーキハウス経営

7. 土地取得

PNG の土地事項は、土地の用途、慣習地(部族の共有地)の処分と取得、認可証の付与及び補償金の支払いなどに関係する 1996 年土地法(Land Act 1996)によって規制されています。PNG の土地登記はトレンス・システム(登記上の所有者が真正所有者であることを国が保証する英米法の制度)で行われ、土地権利証書は破棄し得ない完全かつ有効な所有権の証となり、土地法は関係省庁の認可を必要とする土地取引の種類を明確に規定しています。外国人あるいは企業体への土地の払い下げや譲渡を伴う取引はいずれも、登記に先立って土地計画省の認可を受ける必要があります。1981 年土地登記法(Land Registration Act 1981)にはこのプロセスが明記されているほか、土地取引の登録に必要な書類が示されています。取引の種類には、譲渡、賃貸、放棄、抵当、賦課、解除、地役権、そして受託者指名などがあります。

7.1 土地の種類

● 慣習地

PNG の国土のおよそ 97%は、慣習的な土地所有原則に従って管理されています。慣習地(customary land)所有制度の細目や規則は場所によって様々ですが、慣習地の所有権では通常、伝統的な土地利用者の存在や個人・部族単位での土地利用の取り決めが認められます。外国人投資家は慣習地を伝統的所有者から直接購入したり賃借したりすることはできません。外国人投資家が慣習地を利用する必要がある場合には、政府がその土地を伝統的所有者から取得した上で当該投資家に貸し付けるという手順を踏まなければなりません。

● 譲渡地

PNG の残りの国土は、譲渡地(alienated land)と呼ばれています。譲渡地とは、政府が自ら利用する目的で、あるいは民間開発用地として、慣習的所有者から取得した土地のことです。ただし、譲渡地の一部は、政府以外の主体が所有する自由保有地(freehold land)となっています。外国人投資家が関与する企業の大部分は譲渡地に立地しており、PNG における譲渡地には、政府から払い下げられる自由保有地と、政府から貸し付けられる借地(leasehold land)があります。しかしながら、PNG の譲渡地全体に占める自由保有地の割合は大きくありません。

● 自由保有地

パプアニューギニア独立国憲法及び土地(所有)法(Land (Ownership of Freeholds) Act)では、他国民が PNG の自由保有地を所有することは認められていませんが、自由保有地の中には、他国民による利用及び所有が可能な借地に転換できるタイプもあります。

● 借地

借地は自由保有地より柔軟な取引が可能です。借地とは、政府が慣習的所有者から取得し、個人や企業に特定の目的で最長 99 年間にわたり貸し付ける土地のことです。土地法が定める貸付契約には以下の種類があります：

- 農地貸付
- 牧草地貸付
- 事業用地及び宅地貸付
- 教会用地貸付
- 国有建築物貸付
- 特別農地及び事業用地貸付
- 都市開発用地貸付

7.2 土地審議会と土地所有権委員会

土地法の規定により、国有地の貸付申請を審査する土地審議会(Land Board)が設置されています。また、土地所有権委員会(Land Titles Commission)が土地(所有権転換)法(Land

(Tenure Conversion) Act)を運用しています。土地所有権委員会には主として以下の役割があります：

- 慣習地の登録認可
- 譲渡地の認否判定
- 慣習的土地所有者の確定

外国人投資家の示す開発提案に、複数の部族が所有権や利用権を主張する土地での事業活動が含まれる場合には、上記の中の3つ目の役割が極めて重要になります。近年、国内各地の資源開発や高速道路、教育施設等の複数のプロジェクトで、土地所有者の問題の重要性が指摘されています。これらの事例は、開発側が提案プロジェクトの近隣の土地所有者と良好な関係を構築、維持する必要があることを改めて浮き彫りにしています。

8. 税制

PNG はしっかりとした比較的明確な税制を有しています。税法は内国歳入委員会(IRC)、また、関税法は PNG 税関サービス委員会(CSC)によってそれぞれ運用されています。

8.1 法人税

- 税制年度

法人税に適用される会計年度は、企業が代替の決算期の採用について IRC から承認を得ていない限り、暦どおりの1月1日から12月31日までとなります。

- 申告期限

翌年の2月28日(代替の決算期を採用する企業以外)。

- 税率

	居住企業	非居住企業
一般	30%	48%
鉱業	30%	40%
石油*	45%	45%
ガス	30%	30%

* 2000年12月31日以前に企業が計上した所得に関しては50%。

- 納税制度

- 非資源会社に適用される仮納税

直近の申告に基づく課税額を4月30日、7月31日、10月31日の3回に分けて納めます(IRCによる課税通知書の発行後に税額調整が行われる場合もあります)。

- 鉱業/石油/ガス会社のみ適用される前倒し納税

当該年度の予想利益を基に算出される課税額を4月30日、7月31日、10月31日の3回に分けて納めます。

8.2 個人税

- 税制年度：暦年

- 申告期限：翌年の2月28日

● 税率：

所得 (キナ)	居住者	非居住者
0 -	0%	22%
10,000 -	22%	
18,000 -	30%	
33,000 -	35%	
70,000 -	40%	
250,000 -	42%	

● 給与・賃金：

従業員が受け取る給与や賃金は、雇用主によって 2 週間ごとに源泉徴収され、税額は扶養家族の人数など様々な要因を考慮に入れた累進方式で計算されます。IRC はダウンロードして使用可能な「給与・賃金税額計算プログラム(Salary or Wages Tax Calculator)」をウェブサイト上で提供しています。所得が給与や賃金のみの個人納税者は、年 1 回の確定申告が免除されます。

8.3 源泉徴収税とその他の税

所得税以外の税目に関しては、以下の表をご覧ください。現在、PNG にはキャピタルゲイン税や相続税、贈与税はありません。

源泉徴収税		その他の税	
配当源泉税		物品・サービス税 (GST)	10%
非資源	17%	職業訓練税*1	総人件費の 2%
石油/ガス	0%	事業支払税*2	10%
鉱業	10%	印紙税*3	2-5%
利子源泉税	15%	追加利益税*4	2%
ロイヤルティ源泉税	10%	退職年金*5	25%
外国請負業者税	12%	信託契約*5	30%
管理手数料源泉税	17%		

*1 職業訓練税：職業訓練を提供しない企業に適用される可能性があります。

*2 事業支払税：「コンプライアンス証明書」を持たない支払権者として登録されている個人/組織に対する対価としての支払に課される税金です。

*3 印紙税：特定の財産の譲渡、売買契約、信託宣言、あるいは供与に際して支払われます。支払税額は財産の種類や価格によって決まります(一部の品目には、上記の表に示した税率とは別の最低額が設定されています)。

*4 追加利益税：LNG プロジェクトのみに適用されます(資源会社への課税は廃止)。

*5 退職年金 / 信託契約：認定退職年金や信託契約には所得税が課されます。

8.4 関税/物品税

税目	税率	条件	法律
輸入 GST	10%	輸入品に適用される GST。	物品・サービス税法
輸入関税	12.5% - 35%	物品の 80%は免税対象。	関税定率法、表 1
輸出関税	5%	木材、金、ワニ革、及び白檀に適用。	関税定率法、表 2

輸入物品税	10% - 120%	贅沢品に課される税で、税率は品目による。	物品税法
国内物品税	変動	<ul style="list-style-type: none"> ● 酒類、刻みタバコ、紙巻きタバコの税率は年 2 回改定。 ● ガソリンは 1 リットルあたり 6 トヤ。 	関税物品税法

*現在、PNG にはキャピタルゲイン税や相続税、贈与税はありません。

関連法

- 1959 年所得税法
- 1987 年所得税(国際協定)法
- 1984 年所得税配当(源泉)税及び利子(源泉)税率法
- 1979 年所得税(給与・賃金税)(率)法
- 2003 年物品・サービス税法
- 1952 年印紙税法
- 1951 年関税法
- 1951 年関税規則
- 1956 年関税物品税法
- 1956 年関税物品税定率法

9. 投資優遇措置

歴代政権は適法な国内外からの投資を促す広範な措置を導入、継続してきました。以下のセクションでは、こうした政策の概略をご紹介します。詳細に関しては、内国歳入委員会(IRC)のウェブサイト(www.irc.gov.pg)上にある“A Guide to the Taxation Incentives for Business & Investment in PNG(PNGにおける事業・投資優遇措置のガイド)”をご覧ください。

2012 年末、オニール首相は資源税制の多岐にわたる見直しを発表しました。現行法の即時変更や思い切った抜本改正は実施しないとしています。同首相はすべての利害関係者に恩恵を公正かつ公平に分配する意向を示唆しました。

9.1 すべての業種を対象とする税制優遇措置

あらゆる投資家が利用することのできる税制優遇措置は、以下の表にまとめた通りです。

優遇措置	条件	法律
職業訓練費用(給与を含む)の 200%控除	政府の訓練施設、または所定の第 3 者教育施設における PNG 従業員のフルタイムの職業訓練。	所得税法第 72 条 A
研究開発(R&D)費用の 150%控除 ¹	IRC を議長とする委員会が承認した R&D 計画に従って発生した費用。	所得税法第 95 条
地域開発に対する 10 年間の免税	特別に指定された未開発地域への、天然資源開発に依存しない、新規参入ビジネス(資源会社は適用対象外)。	所得税法第 45 条 I-M 所得税規則第 6AA 号
加速償却	<ul style="list-style-type: none"> ● 逡減法を用い、償却率を 1.5 倍に加速することが可能。 ● 所得発生年度に取得した新工場や物品の費用は 20%の追加償 	所得税法、所得税規則

¹ この優遇措置はすべての業種には適用されませんが、所得税規制に定められた業種の大半が対象となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 石油を燃料としない (輸入石油製品や LNG を動力源としない) 新工場の費用なら 30%。 ● 既存の工場の燃料節約のための投資は 20% の追加償却。 ● 減価償却額を最大化するため、償却方法を切り替えることが可能。 	
配当源泉税控除	ガス・石油事業者から分配される利益。	所得税法第 42 条 (3)
配当源泉税の適用税率の 10% 軽減	鉱山事業者によって分配される利益。	同上
配当源泉税の免除	個人 (居住/非居住)、会社を含む非居住者、及び居住トラスト。	所得税法第 189 条 D
太陽熱関連の設備投資の控除	太陽熱発電を利用した工場や設備の費用 (設置コストを含む)。	所得税法第 68 条 A
寄付金の税控除	公認政党 (第 69 条)、スポーツ団体 (第 69 条 A)、及び所定の慈善団体 (第 69 条 E) への寄付金。	所得税法第 69 条、第 69 条 A、及び第 69 条 E

9.2 特定の業種を対象とする税制優遇措置

すべての業種を対象とする上記の税制優遇措置のほか、特定の業種に投資する際に利用できる措置もあります。資源開発プロジェクトには追加の税制優遇措置が適用される場合があります、IRC から詳細な最新情報を入手することをお勧めします。

優遇措置	業種	条件	法律
新製品に係る賃金助成 (助成率は 5 年間で 40%, 30%, 20%, 15%, 10% と段階的に縮小)	製造業	当該商品を「新製品」に指定するとの事務局長の同意。	1984 年産業開発 (賃金助成) 法
輸出販売所得の 4 年間の控除 (2014 年 12 月 31 日に終了)	製造業	所得税規制 (第 10A 号) に定められた適格品目。	所得税法第 45 条 A-H
輸出市場開拓費用の 200% 控除	製造業 観光業	倍額控除による節税額が実際に発生した費用の 75% を超えない。	所得税法第 72 条 C
インフラ税控除 課税所得の最大 1.5% (資源会社の場合は同 0.75%)	資源 ² 会社 一次生産者 大型ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ● 税控除額が年間納税額を超えない。 ● 国家計画モニタリング省の承認を受けたインフラ事業の費用。 	所得税法第 219 条 C 所得税規則第 10F 号
特定の農業開発費用の 100% 控除	農業	所得発生年度の所得税法に定められた支出。	所得税法第 97 条
税控除の株主への移転	農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業開発費用及び農業関連設備投資の減価償却費の 100% 控除。 ● 事務局長への申告が必要。 	所得税法第 97 条 A
農事相談事業の 150% 控除	農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業畜産省を議長とする委員会の承認を受けた計画の下で進められる相談事業の費用。 	所得税法第 97 条 B

² ここでは、資源は鉱業、及び石油・ガス業界を指します。

欠損金の無期限繰り越し	一次生産者 資源会社	会社の繰越期間は通常、最長 20 年。	所得税法第 101 条
ハイランド高速道路の「緊急補修」費用の 1.25%控除	資源会社	<ul style="list-style-type: none"> ● レイとコロバ、トゴバ・ジャンクションとワバグを結ぶハイランド高速道路の緊急補修費用。 ● すべての適格納税者に適用される可能性あり。 	所得税法第 219 条 C (6) (新しい項)
探鉱費用に係る追加の所得税控除	資源会社	資源開発免許の交付後 20 年間(通常の事業控除に加算)。	所得税法第 155 条 A 及び第 155 条 C
利子源泉税の軽減	資源会社	非居住金融機関に対する控除。	所得税法第 35 条(2)
特定旅費手当に係る所得税/給与・賃金税控除	資源会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業: 勤務地と出身/採用地の間の旅費(年 1 回)。 ● 従業員: PNG 国内及び海外の旅費。 	所得税法第 40 条 AA
印紙税の軽減	資源会社	鉱山情報や探鉱免許、開発免許の譲渡時に各種軽減措置が利用可能。	印紙税法
銀行に義務づけられているコミュニティ・サービスに係る税控除	銀行	非都市圏で銀行の施設やサービスを拡充もしくは新規導入する費用。	所得税法第 219 条 D
加速償却	農業生産 漁業 観光業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産、及び水産業に従事する居住者の漁業活動において直接使用される新規施設、物品の費用は 100%償却。 ● スキューバダイビング/シュノーケリングの公認事業者が使用する船舶及び付属品の費用は 100%償却。 	所得税法第 73-78 条
	製造業	製造プロセスで使用される耐用年数 5 年以上の工場の費用は 100%償却。	所得税法第 155 条 F
	観光業	ホテルやその他の短期宿泊施設、飲食店が取得した新規設備/物品の費用は 55%の追加償却。	所得税法第 73-78 条

10.雇用

PNG 国内の大プロジェクトによる開発ブームにより、現在熟練した技術労働者が不足しています。その結果、開発業者は、海外からの技術者を雇い入れる他、小規模の契約を通じ、特定の業者に一部の業務を外注する傾向にあります。

政府は、この問題に対して、様々な戦略を打ち出してきました。その結果、重要な開発政策の一つに教育を位置づけ、これまで無料教育政策、職業教育訓練(TVET)プログラム、様々な第三機関の育成と拡大を進めてきました。

10.1 人材の雇用

PNG では多くの企業・組織が、組織内部の人材部を通じて雇用者を確保する一方で、主要な開発会社や投資企業は、人材雇用会社(HM recruitment agency)に、雇用サービスを外注しています。

これら雇用サービスを提供する会社の中には、長い期間を経て PNG での操業基盤を確立した国際的に認知されている人材雇用会社がある他、PNG の地元企業でも同様のサービスを提供する会社が散見されるようになってきています。いずれも大規模なプロジェクト開発による外注が増えたことによりビジネスの機会を拡大してきたものと思われます。

主要な人材雇用会社

人材雇用会社	連絡先
Air Energi Pacifica Ltd	Tel: 320 3095 Email: png@airenergi.com
Brunel International South East Asia Pte Ltd	Tel: 321 9405 Email: recruitmentpng@brunel.net
Cadden Crowe	Tel: 3215831 Email: ggriffin@caddencrowe.com.au
JDA Workman Ltd	Tel: 321 0800 Email: information@wokman.com.pg
Orion Group	Tel: 321 3322/ 321 3323 Email: info@orion.com.pg
Pacific Manpower Ltd	Tel: 321 0266 Email: pacman@global.net.pg
Vanguard International	Tel: 321 7464 Email: admin@vanguardpng.com

最低賃金

PNG 最低賃金委員会によって 2008 年に定められた PNG の国家最低賃金は、時給 2.29 キナ(0.86)となっています。この最低賃金は、2012 年に一旦 3 年間の期間終了を迎えたが、PNG 最低賃金委員会は、NEC からの提言を受け、国家最低賃金の承認を保留し、2013 年に、重要作業手当、へき地手当、住宅手当、工業手当、危険手当を含むすべての手当に対する、決定プロセスの妥当性の見直しを開始しました。

退職金制度

15 人以上の従業員を雇用する場合、雇用者は認定された退職金ファンドに登録する義務があります。PNG の国民のうち、3 か月以上連続して雇用される者は、退職金ファンドに加入する義務があり、外国人被雇用者の加入は任意となります。積立金は、基本給総額に一定のレートに乗じて算出され、雇用主によって送金されます。

- 積立金レート
 - ◇ 被雇用者-最低 6.0%
 - ◇ 雇用者-8.4%
- 退職金ファンド
 - ◇ NASFUND (National Superannuation Fund)は、PNG の退職金ファンド。主に、PNG 全体の民間企業や政府関係者の退職金を管理する。
 - ◇ Nambawan Super Limited-公務員を対象とした退職金ファンド

住宅提供・補助

PNGにおける海外からの駐在者へは、企業が住宅を提供、あるいは一部または全額補助するのが一般的です。この制度をPNG国民の従業員に対しても適用している会社も一部存在

しますが、PNGの現地スタッフへの住宅補助事情は会社により異なる場合が多いのが現状です。

雇用者が従業員への給料体系を設定するには十分な事前調査を行い、税金に関する専門家のアドバイスを受けることを推奨します。

10.2 就労許可

PNG での就労に際しては事前に、必ず有効な就労許可を取得する必要があります。この就労許可は、非市民雇用法(2007)に従い、労働・労使関係大臣の承認を得ている必要があります。また短期就労許可の期限は6か月であり、更新は認められていません。長期就労許可の期限は、通常最長3年間までであり、雇用者が非市民雇用法で定める"Good Corporate Citizen"に該当する場合は、最長5年間まで延長可能です。また外国人が PNG で有効な就労許可なしで働くことは犯罪となります。

就労許可の種類

- 一般:

一般就労許可は、雇用者と非雇用者との間の雇用契約が、商業的な性質の労働を目的とする場合に対象となります。非市民雇用法では、商業的な労働とは、経済報酬(金銭など)を主目的とした労働として定義されています。

- ボランティア:

ボランティア就労許可は、雇用者と非雇用者との間の雇用契約が、自発的・ボランティア的な性質の労働である場合に対象となります。非市民雇用法では、自発的な労働とは、経済報酬(金銭など)以外を主目的とした労働として定義されます。

ボランティア就労許可の発給決定をする際には、(1) 給与、(2) 手当、(3) 活動の性質、(4) 就労予定団体の PNG 内での活動実績などが検討されます。

- つなぎ(ブリッジング):

つなぎ就労許可は、非市民が(1) 有効な就労許可を所持しており、(2) 異なる職種または異なる雇用主に対して新しい就労許可を申請しており、(3) その新しい就労許可が承認されており、(4) 現在の就労許可が失効する予定である場合に失効時から新しい就労許可が有効となる期間に対して発行されるものです。

上記の状況下にある外国人は、速やかにつなぎ就労許可の申請をする必要があります。本許可を有さない場合、現在の就労許可が失効してから新しい就労許可を取得するまでの期間は PNG から一時退国しなくてはなりません。つなぎ就労許可の有効期限は、60日間のみとなります。

- 料金:

カテゴリ分類	料金
一般就労許可	1000 キナ × 申請年数(最長 3 年)
ボランティア就労許可	100 キナ × 申請年数(最長 3 年)
つなぎ就労許可	100 キナ
一般短期就労許可	500 キナ
ボランティア短期就労許可	50 キナ
一般就労許可の更新	1000 キナ × 申請年数(最長 3 年)
ボランティア就労許可の更新	100 キナ × 申請年数(最長 3 年)

- 認定

- 職業分類

就労許可を申請する雇用主は、労働・工業関係省(Department of Labour &

Industrial Relations)のウェブサイトからダウンロードできる、“Open, Advertised and Reserved Occupations” のリストを閲覧の上、PNG 市民専用に指定されている職業があることなどを、事前に確認する必要があります。

一般的なルールとして、外国人就労者は、関連業種における学位または第三機関による資格、及び実務経験(3~5年)を有している必要があります。

▪ **言語:**

非市民就労法第 17 項(1)によると、PNG で就労するすべての外国人は、英語、ピジン英語、またはモツ語に堪能であることを証明する義務があります。例えば、英語については、IELTS で 4 以上のスコアが必要とされています。

▪ **年齢制限:**

22 歳未満の外国人には、就労許可は承認されません。逆に年齢の上限はありませんが、申請者の年齢が 65 歳を超える場合には、健康診断書の提出が求められることがあります。

▪ **職業登録:**

PNG で働こうとする外国人就業者は、就業前に、次のような職業組織に登録する必要がある場合があります。

- (1) Institute of Engineers PNG Inc,
- (2) Certified Practicing Accountants of PNG,
- (3) Nursing Council of PNG,
- (4) Maritime Safety Authority of PNG,
- (5) Pharmacy Board of PNG,
- (6) Law Society of PNG,
- (7) Medical Board of PNG,
- (8) PNG Association of Surveyors,
- (9) PNG Institute of Architects and
- (10) Civil Aviation Authority.

職業組織への登録証明の提出は、非市民就労法第 16 項によって規定されています。

● **申請**

▪ **職業紹介エージェント:**

外国人を雇用しようとする雇い主の大多数は、認定された職業紹介エージェントを通じた募集プロセスの支援を得ています。

こういった職業紹介エージェントは、就労許可の取得、訓練計画の補助、ビザの取得等、外国人就労者に必要なサービスを提供することで、雇用者をサポートしています。自社で手続きを行う場合は、事前に職業紹介業者として登録する必要があります。

申請には次の書類が必要となります。

パスポートの写し、履歴書(CV)の写し、職務明細書の写し、卒業証明書、雇用契約書の写し、カラー写真(パスポートサイズ)2 枚、右親指の指紋の写し、職能団体の会員証明書、語学証明書(英語力を証明する書類)、雇用主の法人設立認可証(IPA 発行)、手数料の支払証明(返却不可)

また、申請者が有効な労働許可を保有していない場合は、国外に出る必要があります(証明を求められることもあります)。

10.3 ビザ(査証)

ビザは、PNG 移民・市民サービス局(Papua New Guinea Immigration and Citizenship Service:PNGICS)の出入国審査官長から発行されます。PNG に入国するすべての外国人は、まず該当するビザを、PNGICSに直接または PNG の在外公館を通じて申請する必要があります。就労許可を得た外国人には、就労居住者入国許可(the Working Resident Entry Permit)と呼ばれる特別なビザが付与されます。

就労居住者ビザ分類

タイプ	仕様	期間
実業家/投資家	投資または起業目的の入国者が対象	
雇用	PNG で働くことを目的とする人が対象	6 か月から 3 年間
短期雇用	短期間の就労のための入国者を対象	12 か月まで
コンサルタント/専門家	特別な職務を遂行するための特殊技術を持つ入国者が対象	3 か月まで
主要なインフラ開発会社の被雇用者	主要なインフラ開発会社の被雇用者が対象。就労許可なしでの入国が認められる。	6 か月
市民の配偶者 (就労)	PNG に帰化しようとする、PNG 市民の配偶者が対象	

● その他のビザの種類:

- **ビジネスビザ:** ビジネス会議、役員会、ビジネス調査会議等への出席、及び、商談を目的として PNG へ入国する人を対象としたビザで、有効期間が 12 か月であれば、一回 60 日までの入国が、有効期間内に複数回認められます。
- **APEC(アジア太平洋経済協力会議)出張訪問者:** アジア太平洋経済協力(APEC)の地域内で、ビジネス関係者の移動を円滑化するために APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)が発給されています。参加国である PNG では、ABTC を提示すれば査証なしで入国審査を受けることができます(但し、短期商用目的に限る)。ABTC カードの申請要件・手続きは、外務省のホームページや担当部署から入手が可能です。

問合せ先

外務省経済局アジア太平洋経済協力室

「APEC・ビジネス・トラベル・カード」(ABTC 班)

Email : abtc@mofa.go.jp

FAX : 03-5501-8340

● 申し込み料金

渡航目的	観光／知人訪問	商用		調査	雇用	外交・公用(長期)
		マルチ	シングル			
滞在可能期間	2カ月	2カ月	1カ月	許可日数	許可日数	1年
有効期限	2カ月	12か月		2カ月	許可別	1年
渡航回数	一次	数次	一次	一次	数次	数次
料金	無料	45,000円	23,000円	4,500円**	45,000円	無料
必要書類(共通)	パスポート、写真1枚(カラー、5cm×5cm)、申請用紙1部					
その他必要書類	往復予約済航空券(原本)*	所属先推薦状、往復予約済航空券(原本)*	所属先推薦状、往復予約済航空券(原本)*	所属先推薦状、調査研究企画書、日程表、名簿(全英文)	所属先推薦状、招聘状(現地雇用先)	口上書
取得日数	翌日	翌日	翌日	本国照会	本国照会	即日・翌日

*航空会社発行の予約確認書、Eチケットのお客様控えでも可。

**取得には本国照会を含め1カ月程度必要。なお、申請手数料は4,500円。

● 申請手続き

パプアニューギニア大使館
 153-0064 目黒区下目黒 5-32-20
 Tel : 03-3710-7001
 Fax : 03-3701-7040
 Email : png.tokyo@pmg.or.jp
 URL : http://www.png.or.jp

なお、PNG への渡航者は、渡航前にビザを取得しておくことが必要ですが、日本人の場合、観光目的であれば空港到着時にビザを取得することも可能です。

11. 二重課税条約

PNG 政府は、“二重課税条約(Double Tax Agreements (DTAs))”と呼ばれる二国間租税条約を、9 か国と締結しています。これらは一般的に、PNG と相手国の住民から派生する、特定の収入に対して、課税する権利を割り当てるものです。

		配当	利息	使用料
条約非締結国	居住者	17 (0, 10)	15 (0)	5 (0)
	非居住者	17 (0, 10)	15 (0)	5 (0)
条約締結国	オーストラリア	17	10	10
	カナダ	17	10	10
	中国	15	10	10
	フィジー	17	10	15
	ドイツ	15	10	10
	韓国	15	10	10
	マレーシア	15	15	10
シンガポール	15	10	10	

	イギリス	17	10	10
--	------	----	----	----

上記に加え、インドネシア、及びニュージーランドとの二重課税条約がそれぞれすでに署名され、2014年に批准される見込みです。

12. 二国間投資協定

投資促進法には、認定された海外投資家のための投資保証が規定されており、また二国間投資協定でも、同様の保証が投資家に適応される可能性があります。PNGは、以下の国々と二国間投資協定を締結しています。

相手国	締結日	効力発生日
オーストラリア	1990年9月3日	1991年10月20日
中国	1991年4月12日	1993年2月12日
ドイツ	1980年11月12日	1983年11月3日
日本	2011年4月26日	2014年1月17日
マレーシア	1992年10月27日	-
イギリス	1981年5月14日	1981年12月22日

2011年4月26日にPNGと日本の間で署名に至った投資の促進及び保護に関する協定(いわゆる二国間投資協定)は、2014年1月17日に発効されました。本協定の締結は、投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上するなど投資環境整備を促進するとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に資すると期待されています。本協定では、内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止をはじめとする事項について規定しています。

13. 外国為替管理

2004年12月、PNGにおける外国為替管理が大幅に自由化され、各種取引に対する中央銀行からの承認が免除されることになりました。他方で、引き続き、主に次の事項はPNG銀行の管理下にあります。

- オフショア外国口座の開設(オフショアキナ口座を含む)
- 金の輸出者へのライセンス発行
- 外国為替取引業者へのライセンス発行
- 20,000キナを超えるまたはこれに相当する外国通貨の現金のPNGからの持ち出し

関連法

- 中央銀行法 2000 Central Banking Act 2000
- 銀行業・財政機関法 2000 Banking & Financial Institution Act 2000
- 破産法 Insolvency Act 1951

14. PNG 生活事情

職場環境

PNGにおいて従業員の人材管理を行う雇用者は、PNGの文化的なユニークさを理解し、これに配慮することが求められます。PNGは、850以上の言語をもち人種的には非常に多様な国です。通りのあちらこちらで違う言語で話す人々を見かけたり、外見・風貌が違うこともしばしばです。物の考え方も部族によって千差万別、多様です。こういった多様性ある人々の文化と伝統を尊重することは非常に重要なことです。他方で、職場の規則やルールが行使されることについてなんら問題はないのが現状です。この国には、3つの公用語(ピジン、モツと英語)があり、公的なビジネスの場においては英語が使用されていますが、広く一般的に使われている言語はピジン語です。ピジン語を少しでも習得すると、確実により多くのPNG国民とコミュニケーションが可能となります。

生活にかかる費用

PNGの物価は決して低くありません。ポートモレスビーやレイは欧米レベルの日常的な食料雑貨は手に入りますが、輸入・輸送にかかるコストが反映されるため価格は必然的に高くなります。例えば、オーストラリアの一般的なスーパーで買い物をすると比べると、PNGでは2倍ほどの価格となります。国立統計事務所が消費者物価指数を作成しており、その内容はPNG銀行のウェブサイト(www.bankpng.gov.pg)で確認できます。

不動産・住居

住居を取り巻く環境については地域により大きな違いがあります。首都のポートモレスビーやレイから離れれば離れるほど、選択の幅は狭まります。また近年ポートモレスビー及びその近郊では住居価格が非常に高騰しています。それでも外国人は、ポートモレスビーではより高級志向の住宅を選ぶ傾向があります。住宅供給は増えていますが、需要に追いついていません。高級住宅への需要は減少傾向にありますが、需要レベルは依然として高く、住宅価格は依然として高い状況が続いています。一般的に外国人には24時間セキュリティ付きで光熱費込みの2~3LDK家具付きマンションが好まれる傾向があります。また欧米人が多く居住している、より低価格で安全・快適な住居は都市中近郊にもあります。住居費は州や地域、広さ、物件の種類によっても違いますが、ポートモレスビーにおける平均的な価格は次のとおりです(あくまで参考値です)。

⇒セキュリティレベルの高い2-3LDKのマンション：3,500~6,000キナ/週

⇒1-2LDKのアパートメントタイプのホテル：550 ~ 1,000キナ/泊

ショッピング

主なショッピング・センター、モールなどで基本的に生活に必要な買い物はできますが、価格は全般的に高価と言えます。白物家電、衣類、アクセサリ、スポーツ用品などの専門店が数件しかないのが現状ですが、主たる都市部では新しいショッピング・センターができつつあり、人気の買い物先となっています。

通信事情

携帯電話のローミングは可能ですが割高となりますので、現地の携帯電話会社であるDigicel(<http://www.digicelpng.com/>)やBemobile(<http://www.bemobile.com.pg/>)からSIMカード

を購入し使用することをお勧めします。携帯電話はPNGでも広く使われており、上記いずれの携帯電話会社からでも購入は可能です。また携帯電話のプリペイドカードは主なショッピング・センター、空港やスーパーマーケットでも手軽に購入できます。またポートモレスビーでのインターネット接続事情は最近改善しています。高速インターネット通信、USBモデムを使用したワイヤレス通信も利用可能です。

銀行

一般的な銀行サービスはPNGでは、BSP、ANZとWestpacの3つの大手銀行により提供されており、また主な地方都市には支店も置いています。また現金自動預払機(ATM)は、主要都市で利用可能です。PNGの銀行の多くは、主要都市以外の住民への銀行サービス普及のためEFTPOS (日本のデビットカード・システムにあたる)やモバイル・バンキングなど最新技術の導入に取り組んでいます。

自動車

PNGで新車を購入、またはレンタルするのは非常に高額です。このため、輸入中古車の人気が高く、離任者から個人的に使用車両を購入するケースが多いのが現状です。

教育

私立のインターナショナル・エデュケーション・エージェンシー校(www.iea.ac.pg)が、現在PNG全国には20校ほど開設されており、また国立/県立の小・中・高校、さらにその他ローカルな私立学校などもあります。しかし、大多数の駐在者や国民は子供を海外の学校へ入れるケースが多いのが実情です。

健康事情

PNGの公衆衛生状況は決して良くはありません。結核、HIV/Aids、マラリアなどの発症は、国内で大きな課題となっています。公的な医療機関は資金不足に悩んでおり、その結果治療は十分に行えているとは言えません。他方、私立の病院には適切な治療を施せる機関もあります。海外からPNGに来ている業務従事者のほとんどは、本人とその家族を重病・重篤な怪我などの場合にオーストラリアの医療機関へ緊急移送する"Medivac"というシステムを業務契約に含めているケースが多いのが現状です。

安全

PNGの首都ポートモレスビーでは、LNG関連でビジネスブームが起こり危険度が増しています。そのため、国内資本、外資両方の警備会社がたくさんあります。これら警備会社は幅広い警護サービスを提供しています。個人、企業責任者のエスコート、事務所警備、店舗警備、現金輸送警備、自動車護送警備、武装車両による輸送車護送警備、海上警備、また情報面ではGPSでのモニタリングシステムや、即応部隊による迅速な自家用車向け運転手手配など様々な形の警護活動を行っています。国内企業の時間当たりの警備費は、外資系企業に比べ安くなっています。例えば、警備会社の一箇所での常駐警備費は、時間当たり5キナから外資系企業の9キナまで幅があります。下記の表は警備費の例です。警備費は一般の警備員による常住警備をベースに、警備会社内の格付けに応じ料金が上昇します。

PNGにおける1時間当たり警備費用 - 2014年		
警備会社内格付	国内企業警備会社	外資企業警備会社
警備員による常駐警備	5キナ	9キナ

監督層クラスによる警備	6 キナ	10.5 キナ
管理層クラスによる警備	7 キナ	12 キナ

レジャー・リラクゼーション

PNGはその豊かな天然資源を背景に、レジャーの機会も多く提供しています。ポートモレスビーのレストランでは、地産の海鮮やビーフ、チキン、果物や野菜をふんだんに使用した、世界各国の料理と地元の料理を堪能できます。週末の休暇は、首都近郊のビーチリゾートで、また珍しい熱帯魚や珊瑚に囲まれた無数の美しい島にあるリゾートで過ごすこともできます。この他、息を呑むような見事な山の景色を楽しみリラックスすること、主要都市にあるゴルフクラブのよく整備されたゴルフコースを楽しむこともできます。

その他観光

PNGは、素晴らしい自然の風景や多様な文化的な遺産など魅力的な場所にあふれています。休日には、奥地のジャングルでトレッキングや、また広大なセピック川でクルーズを楽しむこともできます。さらにニューアイルランドでサーフィンを楽しみ、ツフィのフィヨルド周辺で釣りをし、珊瑚礁が続く海岸でダイビングをするなど、沢山の魅力にあふれた地です。



ポートモレスビー

この国の首都であるポートモレスビーですが、様々な種類の鳥類や動物を含む、多様な PNG の植物相と動物相を有する自然公園、または 14 マイルアドベンチャーパーク、さらに野生動物の自然保護区が近郊にあるので是非足を運んでいただきたいと思います。またポートモレスビーで他にご紹介できる場所というと、ロロアタ島リゾートへのアイランド・クルーズもありますし、また車でマギー高速道路を 30 分ほど走るとマーチガールズビレッジリゾートへも行けます。王立ポートモレスビー・ゴルフ・クラブは、素晴らしいゴルフコースとクラブ施設を提供しており、ゴルフファンに楽しんでいただける場所となっています。



南部地域

南部地域では、第二次世界大戦当時のココダ戦で戦場になった 96km のココダ・トレイルや、PNG で 2 番目に長いフライ川、ミルン湾州の息をのむ素晴らしい島々の景色など素晴らしい景観と豊かに生きる人々の文化に出会うことができます。

*ココダ・トレイルの起点

モマセ地域



モマセ地域では、PNGで最も長いセピック川のボートクルーズで川沿いに続く豊かな自然の景観を、観光地として有名なマダン市で果てしなく続く白い砂浜を楽しめます。またインドネシアとの国境沿いの西セピック州ワタングでは多様な文化に接することができます。さらにモロベ州には1920年代に金鉱夫が通った山道“ブラックキャット・トレイル”や、ハイランド地方の窓口で最大の積出港でもある産業都市レイなど見どころが沢山あります。

*セピック川のボートクルーズ

ハイランド地域

ハイランド地域は、PNGで最も著名な伝統的民族の象徴とも言えるゴロカ・アサロ・マッドマンとフリ・ウィグマンが住む地域です。この地域ではこの国のドル箱となるLNGプロジェクトが実施されており、また同国一の高さを誇るウイルヘルム山が空に向かってそびえ立っています。文化的祭事は毎年、あるいは隔年で開催されています。詳しい情報はPNG観光促進協会(PNG Tourism Promotion Authority)の観光カレンダーなどを参照してください。



ハイランド地域は、LNGプロジェクトの拠点であると共に、豊かで多様な文化の発祥の地です。

ニューギニア諸島地域

この地域はPNGの中でも非常にエキサイティングで興味深い地域です。パプアニューギニア本島から離れ、海に囲まれたこの地域には沢山の美しい島々が点在しています。火山都市のラバウル、大洋州で最も急成長を遂げているココポ市、またブーゲンビル自治区は東に位置するソロモン諸島と国境を海域で接する、この国の唯一の自治行政区です。これら個性的な島々からなるこの地域はまた豊かな多様な文化の地となっています。



*ニューギニア諸島は、何百もの海洋種や珊瑚礁・環礁の生息する地域です。また文化的にも豊かな地です。

さらに詳細な情報についてはPNG観光促進協会(PNG Tourism Promotion Authority)、ポート

モレスビー商工会議所(Port Moresby Chamber of Commerce and Industry)あるいはPNG全国商工会議所(PNG Chamber of Commerce and Industry)へお問い合わせください。

APPENDIX

List of institutions - useful links & contacts

1) Government

Bank of Papua New Guinea (Central Bank)
+675 322 7200
www.bankpng.gov.pg

Central Supply and Tenders Board
+675 311 3777
info@cstb.gov.pg

Civil Aviation Safety Authority
+675 324 4525

Department of Agriculture and Livestock
www.agriculture.org.pg

Department of Commerce and Industry
+675 327 7350

Department of Environment and Conservation
www.dec.gov.pg

Department of Foreign Affairs, Trade and Immigration
(Immigration & Citizenship Division)
Tel +675 323 1500
Fax +675 325 5206

Department of Labour and Industrial Relations
(Foreign Employment Division)
+675 325 2911/321 1847
enquiries@workpermits.gov.pg
www.workpermits.gov.pg

Department of Lands and Physical Planning
www.lands.gov.pg

Department of Mineral Policy and Geohazards Management
+675 321 4011

Department of Petroleum and Energy
+675 321 5253
Department of Transport
+675 325 7500

2) Government institutions

Independent Public Business Corporation
+675 321 2977
www.ipbc.gov.pg

Internal Revenue Commission
+675 3226600

Investment Promotion Authority
+675 321 7311/+675 308 4444
www.ipa.gov.pg

Lae City Council
<http://morobepng.com/id13.html>

Mineral Resources Authority (MRA)
+675 321 3511
www.mra.gov.pg

National Capital District Commission (Port Moresby)
www.ncdc.gov.pg

National Employment Service
+675 325 2546

National Fisheries Authority
+675 309 0444

National Information and Communications Technology Authority
+675 303 3202
www.nicta.gov.pg

National Maritime Safety Authority
www.nmsa.gov.pg

Papua New Guinea Forest Authority
+675 327 7800
www.forestry.gov.pg

Papua New Guinea Immigration & Citizenship Service
+675 323 1500
www.immigration.gov.pg

Tourism Promotion Authority
+675 320 0211
www.pngtourism.org.pg

3) State-owned entities

Air Niugini Limited
www.airniugini.com.pg

Bemobile
+675 325 9400
www.bemobile.com.pg

Eda Ranu (water)
+675 312 2133
www.edaranu.com.pg

Post PNG
+675 300 3714
www.postpng.com.pg

Telikom PNG
www.telikompng.com.pg

Motor Vehicles Insurance Limited
+675 3217333

PNG Ports Ltd
+675 321 1400
www.pngports.com.pg

PNG Power
+675 324 3200
www.pngpower.com.pg
+675 300 4000
www.telikompng.com.pg

Water PNG
+675 323 5700
www.waterpng.com.pg

4) Overseas missions

Australian High Commission
www.png.embassy.gov.au

Australian Trade Commission (Austrade)
+675 325 9150
www.austrade.gov.au

British High Commission
www.gov.uk/government/world/papua-new-guinea

Chinese Embassy
pg.chineseembassy.org/eng/

Fiji High Commission
+675 3211 914
fiji_high_com@datec.com.pg

French Embassy
www.ambafrance-pg.org/-English-

Indian High Commission
hcipom.gov.in

Indonesian Embassy
+675 325 3544

Japanese Embassy
www.png.emb-japan.go.jp

Malaysian High Commission
www.kln.gov.my/web/png_port-moresby/home

New Zealand High Commission
www.nzembassy.com/papua-new-guinea

Embassy of the Philippines
<http://pompe.comxa.com>
Taiwanese Trade Mission
taiwantramis@datec.net.pg

United States Embassy
<http://portmoresby.usembassy.gov>

5) Investment organisations and funds

Asian Development Bank
+675 321 0400
www.adg.org/pnrm

International Finance Corporation
+675 321 7111
www.ifc.org

World Bank
+675 321 7111
www.worldbank.org

Kula Fund II
+61 7 3303 0894
www.aureos.com
Mineral Resources Development Company (MRDC)
+675 325 5822
www.mrdc.com.pg

Nambawan Super
+675 309 5200
www.nambawansuper.com.pg

NASFUND (National Superannuation Fund Ltd)

www.nasfund.com.pg

PNG Sustainable Development Program Ltd

+675 320 3844

www.pngsdp.com

Pacific Islands Trade and Invest

Sydney: +61 2 9290 2133

Auckland: +64 9 302 0465

www.pacifictradeinvest.com

Beijing: +86 10 6532 6622

www.pifto.org.cn

Tokyo (Pacific Islands Centre):

+81 3 3268 8419

www.pic.or.jp

6) Business organisations

Australia–Papua New Guinea Business Council

+61 7 3348 5142

yourn@apngbc.org.au

www.apngbc.org.au

Business Council of PNG

+675 320 0700

executive@bcpng.org.pg

www.bcpng.org.pg

Consultative Implementation and Monitoring Council (CIMC)

www.inapng.com/cimc/index.html

Employers Federation of Papua New Guinea

+675 325 8266

information@efpng.org.pg

www.efpng.org.pg

Enterprise Centre for LNG

c/- Institute of Banking and Business Management (IBBM)

PO Box 1721, Port Moresby, NCD

Institute of National Affairs

+675 321 1045

www.inapng.com

Lae Chamber of Commerce and Industry

www.lcci.org.pg

Manufacturers Council of PNG

+675 321 7143

pngmade@global.net.pg

New Zealand Pacific Business Council

www.nzpbc.co.nz

PNG Chamber of Commerce

www.pngcci.org.pg

PNG Chamber of Mines and Petroleum

+675 321 2988

www.pngchamberminpet.com.pg

PNG Forest Industries Association

+675 325 9458

www.fiapng.com

The Port Moresby Chamber of Commerce & Industry (POMCCI)

+675 7200 0000, +675 7200 3077 or +675 321 3077

Fax: +675 321 4203

Email: bizcentre@pomcci.com

7) Professional bodies

Certified Practising Accountants of PNG

+675 321 2105

cpapng@cpapng.org.pg

Institution of Engineers PNG Inc

www.iepng.org.pg

Maritime Safety Authority

www.nmsa.gov.pg

Medical Board of PNG

+675 301 3813/301 3784

Nursing Council of PNG

+675 301 3803

ncouncil@health.gov.pg

PNG Law Society

+675 321 7344

lawsoc@daltron.com.pg

PNG Institute of Architects

+675 321 4499

pacpng@datec.net.pg

8) Aid organisations and civil society

Anglicare

+675 325 1855

AusAID

www.usaid.gov.au/countries/pacific/png

EuropeAid

http://ec.europa.eu/europeaid/where/acp/countrycooperation/papua-new-guinea/papua-new-guinea_en.htm

Japan International Cooperation Agency

www.jica.go.jp/png/english

New Zealand Aid Programme

www.aid.govt.nz/where-we-work/pacific/papua-new-guinea

US Aid

<http://pacificislands.usaid.gov/country/papua-new-guinea>

UNICEF

www.unicef.org/png/

UNDP

www.undp.org.pg

Business Against Corruption Alliance

+675 7200 0000, +675 7200 3077 or +675 321 3077

Fax: +675 321 4203

Email: bizcentre@pomcci.com

Papua New Guinea Business Coalition Against HIV and AIDS (BAHA)

+675 325 9228 or +675 7200 2242 (hotline)

www.baha.com.pg

Care

www.care.org.au/papua-new-guinea

Transparency International PNG

www.transparencypng.org.pg

World Vision

www.wvi.org/papua-new-guinea

9) Banks

ANZ

+675 321 1079

www.anz.com

BSP

+675 320 1212 – 24 /7

servicebsp@bsp.com.pg

www.bsp.com.pg

Westpac

+657 322 0888 (General)

+657 312 7429 (Corporate)

westpacpng@westpac.com.au

www.westpac.com.pg

10) Accounting & consulting firms

KPMG

+675 321 2022

pg-fmkpmgpng@kpmg.com.au

www.kpmg.com

Deloitte Touche Tohmatsu

+675 308 7000

enquiries@deloitte.com.pg

[www. Deloitte.com/pg](http://www.Deloitte.com/pg)

PricewaterhouseCoopers

+675 321 1500 (POM)

pwc.pom@pg.pwc.com

+675 472 2644 (Lae)

pwc.lae@pg.pwc.com

www.pwc.com.pg

Ernst & Yong

+675 305 4100

11) Freight office

EastWest Transport

+675 324 9600

www.wteamship.com.pg

GFS LIMITED

+675 320 1040

pomops@gfspng.com

DHL Global Forwarding (PNG) Limited

+675 302 6555 (POM)

MAPAI TRANSPORT

+675 475 7165

www.mapai.com.pg

12) Real estate

L J Hooker

+675 320 0738

ljhooker.portmoresby@ljhooker.com

www.ljhooker.com

Century 21

+675 311 2121

Century21@siule.com.pg

www.century.com.pg

first national

+675 311 3267 (POM)

+675 472 2480 (Lae)

firstnational@daltron.com.pg

www.firstnational.com.au

13) Car rental

Avis

+675 324 9400

reservations@avis.vom.pg

Hertz

+675 325 4999

hertz@leasemaster.com.pg

www.hertz.com

Budget

+675 323 6244

reservations@budget.com.pg

Europcar

+675 323 9210

Reservations@europcar.co.pg

www.europcar.com.pg

Mt. Hagen Office

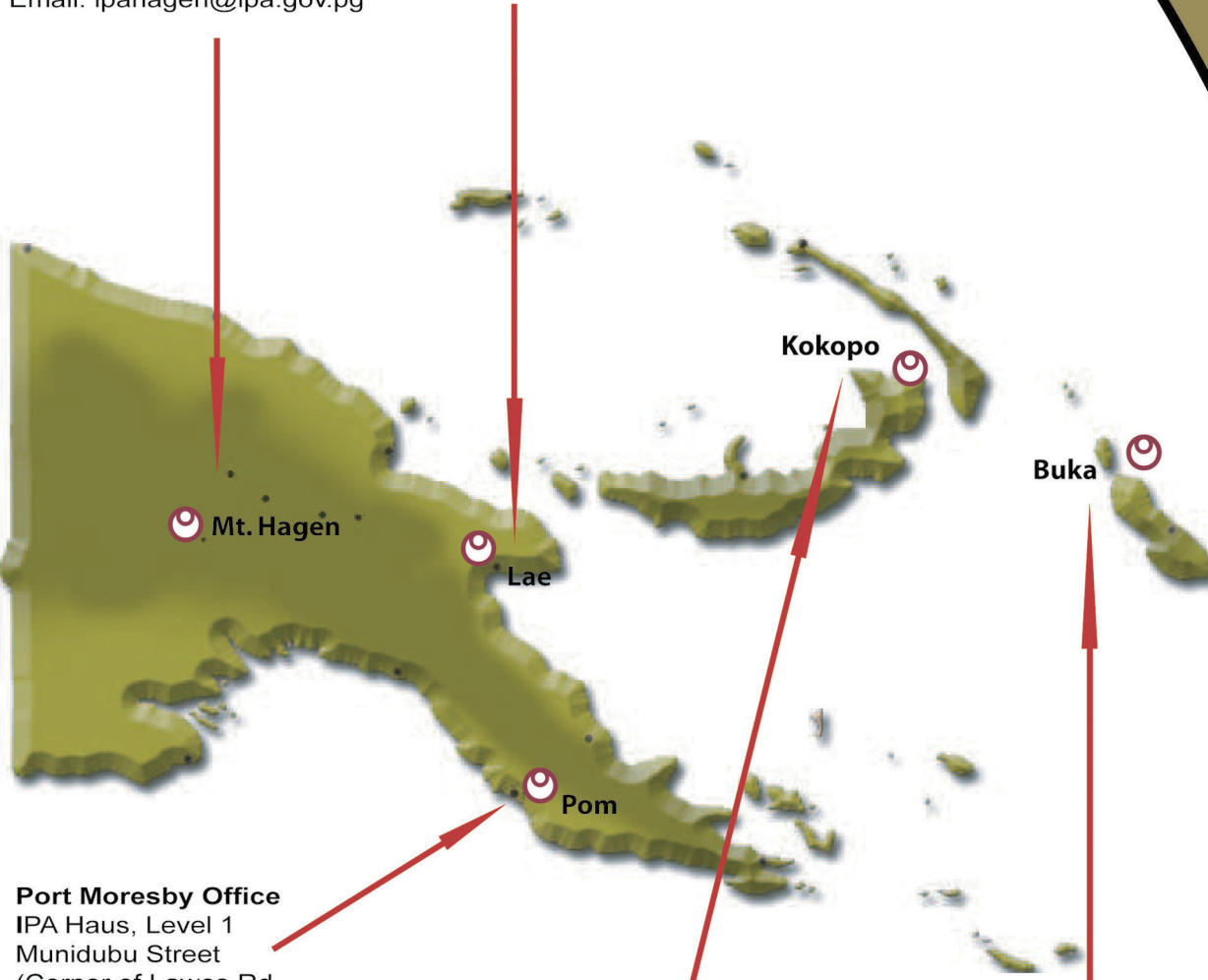
P.O. Box 1834
Mt. Hagen,
Western Highlands Province
Papua New Guinea

Telephone: (675) 542 0399
Facsimile: (675) 542 0599
Email: ipahagen@ipa.gov.pg

Lae Office:

P.O. Box 1074
Lae, Morobe Province
Papua New Guinea

Telephone: (675) 479 2001
Facsimile: (675) 479 2001
Email: ipalae@dg.com.pg

**Port Moresby Office**

IPA Haus, Level 1
Munidubu Street
(Corner of Lawes Rd
and Champion Pde)
Konedobu, Port Moresby

PO Box 5053, Boroko 111, NCD
Papua New Guinea
Telephone: (675) 321 7311 / 3900
Facsimile: (675) 321 2819
Email: ipa@ipa.gov.pg

Kokopo Office

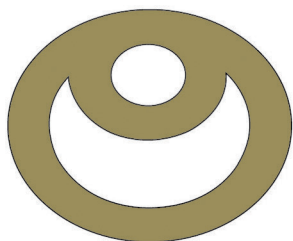
P.O. Box 870, Kokopo
East New Britain Province
Papua New Guinea

Telephone: (675) 982 9460
Facsimile: (675) 982 9460
Email: iparabaul@ipa.gov.pg

Buka Office

P.O. Box Private Mail Bag
Buka, Bougainville
Papua New Guinea

Telephone: (675) 973 9344
Facsimile: (675) 973 9344
Email: ipa_buka@ipa.gov.pg



IPA

Investment Promotion Authority
Website: www.ipa.gov.pg

【免責条項】

本ガイドブックの情報は、全にバブアニューギニアの関係機関が発行した文書より取得した情報で構成されています。本ガイドブックに記載された情報については、IPA、JICAはその正確性を保証しかねます。また、本ガイドブックに記載の情報に直接的または間接的に基づいたいかなる行動に対してもIPA、JICAは責任を負いかねますので、ご了承ください。